

定例監査の結果（令和 5 年 7 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和 3 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所食品工業技術センター	令和 5 年 6 月 9 日	令和 5 年 5 月 25 日	実地	3
2	県立総合技術研究所東部工業技術センター	令和 5 年 5 月 26 日	令和 5 年 5 月 12 日	実地	4
3	県立美術館	令和 5 年 2 月 22 日	令和 5 年 1 月 26、27 日	実地	5
4	縮景園	令和 5 年 2 月 22 日	令和 5 年 1 月 26、27 日	実地	6
5	県立尾道北高等学校	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 5 月 23 日	書面	7
6	県立賀茂高等学校	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 5 月 10 日	書面	9
7	県立竹原高等学校	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 5 月 25 日	書面	10
8	県立忠海高等学校	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 6 月 1 日	書面	11

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	県立御調高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月13日	書面	13
10	県立瀬戸田高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月2日	書面	14
11	県立黒瀬高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月11日	書面	15
12	県立安古市高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月11日	書面	17
13	県立廿日市西高等学校	令和5年6月6日	令和5年6月6日	実地	18
14	県立神辺高等学校	令和5年7月31日	令和5年6月9日	書面	19
15	県立西条農業高等学校	令和5年5月30日	令和5年5月30日	実地	20
16	県立尾道商業高等学校	令和5年6月2日	令和5年6月2日	実地	23
17	県立因島高等学校	令和5年7月31日	令和5年5月30日	書面	25
18	県立福山特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月8日	書面	26
19	県立廿日市特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年5月26日	書面	27
20	県立呉特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月14日	書面	28
21	県立広島北特別支援学校	令和5年5月17日	令和5年5月17日	実地	29
22	県立沼隈特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年6月6日	書面	30
23	県立黒瀬特別支援学校	令和5年7月31日	令和5年5月17日	書面	31

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 食品工業技術に関する試験研究及びその成果の技術移転、食品工業技術に関する指導・研修・情報提供、設備の利用提供、試験・検査・分析・鑑定等
- イ 所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ウ 組織体制 3 部 1 担当〔総務担当、技術支援部、生物利用研究部、食品加工研究部〕
- エ 職員数 28 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立総合技術研究所東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究、各種試験、分析、測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- イ 所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ウ 組織体制 総務担当、技術支援部、デジタルものづくり支援担当、材料技術研究部、加工技術研究部
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員数 30人
会計年度任用職員数 4人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

3 県立美術館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 美術品の収集・保管・展示、美術品等に関する専門的、技術的な調査研究
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)

イ 所在地 広島市中区上幟町2番22号

ウ 職員数(令和4年4月1日現在)

常勤職員数 14名(うち縮景園との兼務6名、文化芸術課へ事務従事1名)

非常勤職員数 1名(縮景園との兼務)

エ 入館者の状況(令和3年度)

区 分	所蔵作品展
有料入館者数	3,383 人
減免者等	14,607 人
招待者	2,661 人
小・中・高生等	1,216 人
合 計	21,867 人

区 分	特別展(4回)
有料入館者数	26,884 人
免除・招待者	6,660 人
合 計	33,544 人

※所蔵作品展の開館日:187日

特別展の開館日:119日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館期間

令和3年5月10日～6月20日、8月7日～9月30日

令和4年1月11日～3月6日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 縮景園

(1) 機関の概要

ア 主な業務 名勝庭園の管理保存及び伝統文化行事等の実施
(施設管理等は、指定管理者制度を導入)

イ 所在地 広島市中区上幟町2番11号

ウ 職員数(令和4年4月1日現在)

常勤職員数 6名(美術館との兼務)

非常勤職員数 2名(うち美術館との兼務1名)

エ 入館者の状況(令和3年度)

有料入園者数	73,048人
減免入園者数	53,937人
合 計	126,985人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休園期間

令和3年5月17日～6月20日、8月27日～9月30日

令和4年1月11日～2月20日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 県立尾道北高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 尾道市長江三丁目7-1

ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）

本務者数 51人

非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600
生徒数（人）		185	192	186	563
充足率（％）		92.5	96.0	93.0	93.8
退学者（人）		4（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	165人		(88.7%)	
	専修・各種	2人		(1.1%)	
	就職	1人		(0.5%)	
	その他	18人		(9.7%)	

（注）「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用許可の事務について

行政財産の使用許可に係る手続きが行われず、自動販売機が設置されていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条
----	----------------------

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検

を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機 1 台 冷温水器 2 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号)

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、昇降機 2 基の保守点検をまとめて行うこととして入札を実施したところ、応札者がいなかったため、1 基ずつ行うよう仕様を変更し、それぞれ地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、一者随意契約を行っている。

仕様を変更するのであれば、変更後の仕様で入札を実施することを検討していただきたい。

契約名	尾三地区県立学校昇降機保守点検業務（尾道特支 1 号機）（令和 4 年度～令和 6 年度） 尾三地区県立学校昇降機保守点検業務（尾道特支 2 号機）（令和 4 年度～令和 6 年度）
-----	--

6 県立賀茂高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市西条西本町 16 番 22 号
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
- 全日制 本務者数 52 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- 定時制 本務者数 10 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		280	280	240	800	40	40	40	40	160
生徒数（人）		275	272	233	780	14	19	18	3	54
充足率（％）		98.2	97.1	97.1	97.5	35.0	47.5	45.0	7.5	33.8
退学者（人）		1（0）				2（2）				
休学者（人）		0				2				
進 学 就 職	大学・短大	232 人（85.9%）				3 人（23.1%）				
	専修・各種	28 人（10.4%）				3 人（23.1%）				
	就 職	3 人（1.1%）				4 人（30.8%）				
	その他	7 人（2.6%）				3 人（23.1%）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立竹原高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 竹原市竹原町 3444-1
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 24 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- エ 生徒の状況

課程		全日制											
学科・学年等		普通科				商業科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)		31	28	20	79	29	21	15	65	60	49	35	144
充足率 (%)		77.5	70.0	50.0	65.8	72.5	52.5	37.5	54.2	75.0	61.3	43.8	60.0
退学者 (人)		1 (0)				4 (0)				5 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			
進学就職	大学・短大	13 人 (48.1%)				6 人 (19.4%)				19 人 (32.8%)			
	専修・各種	6 人 (22.2%)				9 人 (29.0%)				15 人 (25.9%)			
	就職	8 人 (29.6%)				16 人 (51.6%)				24 人 (41.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立忠海高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 竹原市忠海床浦四丁目4番1号
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 本務者数 19人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	43	35	38	116
充足率	(%)	53.8	43.8	47.5	48.3
退学者	(人)	2 (1)			
休学者	(人)	2			
進 学 就 職	大学・短大	46人 (69.7%)			
	専修・各種	17人 (25.8%)			
	就職	1人 (1.5%)			
	その他	2人 (3.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）の廃棄に当たっては、廃棄を行う業者に対して第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する委託確認書を交付し、その写しを3年間保存することとされている。また、フロン類の回収終了後、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受け、当該証明書を3年間保存することとされているが、次の機器の廃棄に当たり、いずれも行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調機（第一種特定製品） 2 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 43 条第 2 項

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷凍冷蔵機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	空調設備一式（室外機 4 台、マルチ室内機 28 台ほか）
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

ウ 行政財産の使用許可について

次の財産について、使用許可期間満了後、更新手続きを行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（広島県立忠海高等学校校舎） 1 件
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第25条

エ 借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	電話交換設備 一式
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

【改善を求める事項】

郵便切手の管理について

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないよう適正な管理に努める必要がある。

9 県立御調高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 尾道市御調町神 204-2
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
- 本務者数 28 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240
生徒数 (人)		39	43	48	130
充足率 (%)		48.8	53.8	60.0	54.2
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	11 人		(25.6%)	
	専修・各種	17 人		(39.5%)	
	就職	13 人		(30.2%)	
	その他	2 人		(4.7%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立瀬戸田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 本務者数 16 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		37	26	32	95
充足率（％）		92.5	65.0	80.0	79.2
退学者（人）		1（1）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	4 人		(11.4%)	
	専修・各種	13 人		(37.1%)	
	就職	17 人		(48.6%)	
	その他	1 人		(2.9%)	

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

郵便切手の管理について

郵便切手について、十分な在庫があるにもかかわらず年度末に追加購入したことにより、当年度使用実績を上回る額を繰越しており、使用実績に比べて過剰な在庫があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案し、過剰な在庫とならないよう適正な管理に努める必要がある。

11 県立黒瀬高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市黒瀬町乃美尾 10001
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 35 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人
- エ 生徒の状況

課程		全日制											
学科・学年等		普通科				福祉科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)		51	51	48	150	22	15	16	53	73	66	64	203
充足率 (%)		63.8	63.8	60.0	62.5	55.0	37.5	40.0	44.2	60.8	55.0	53.3	56.4
退学者 (人)		8 (0)				0 (0)				8 (0)			
休学者 (人)		0				0				0			
進学就職	大学・短大	10 人 (18.9%)				3 人 (23.1%)				13 人 (19.7%)			
	専修・各種	14 人 (26.4%)				3 人 (23.1%)				17 人 (25.8%)			
	就職	28 人 (52.8%)				6 人 (46.1%)				34 人 (51.5%)			
	その他	1 人 (1.9%)				1 人 (7.7%)				2 人 (3.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日		使用料(年額)
土地	電柱3本 支柱3本	令和3年度 令和4年度	令和3年5月26日 令和4年4月25日	9,000円
	電柱1本、支柱1本、 支線柱1本	令和3年度 令和4年度	令和3年5月26日 令和4年5月16日	4,500円

根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項 広島県会計規則第 11 条第 3 項
-----	--

12 県立安古市高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市安佐南区毘沙門台三丁目 3 - 1
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 65 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		320	320	320	960
生徒数 (人)		321	284	302	907
充足率 (%)		100.3	88.8	94.4	94.5
退学者 (人)		10 (1)			
休学者 (人)		1			
進学就職	大学・短大	298 人 (96.4%)			
	専修・各種	11 人 (3.6%)			
	就 職	0 人 (0.0%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立廿日市西高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 廿日市市阿品台西 6 - 1
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 47 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		166	181	179	526
充足率 (%)		83.0	90.5	89.5	87.7
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		1			
進学就職	大学・短大	117 人 (61.3%)			
	専修・各種	58 人 (30.4%)			
	就 職	12 人 (6.3%)			
	そ の 他	4 人 (2.1%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 県立神辺高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市神辺町川北 375-1
 ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 本務者数 52 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	160	560
生徒数（人）		202	191	149	542
充足率（％）		101.0	95.5	93.1	96.8
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			
進学就職	大学・短大	36 人（24.0％）			
	専修・各種	67 人（44.7％）			
	就 職	41 人（27.3％）			
	その他	6 人（4.0％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約に係る事務処理について

指名業者のうち1者について、年間平均完成工事高が発注請負対象設計金額を下回っている者を選定している。適正な事務処理に努められたい。

契約名	放送設備更新工事（令和3年度）
根 拠	建設工事指名業者等選定要綱第5条第3項

15 県立西条農業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市鏡山三丁目 16 番 1 号
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 85 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		園芸科				畜産科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		40	39	33	112	38	40	32	110
充足率 (%)		100.0	97.5	82.5	93.3	95.0	100.0	80.0	91.7
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		1				1			
進学就職	大学・短大	18 人 (50.0%)				22 人 (57.9%)			
	専修・各種	16 人 (44.4%)				9 人 (23.7%)			
	就 職	1 人 (2.8%)				7 人 (18.4%)			
	その他	1 人 (2.8%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		生活科				農業機械科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		39	32	28	99	40	37	39	116
充足率 (%)		97.5	80.0	70.0	82.5	100.0	92.5	97.5	96.7
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進学就職	大学・短大	19 人 (48.7%)				15 人 (38.5%)			
	専修・各種	16 人 (41.0%)				16 人 (41.0%)			
	就 職	4 人 (10.3%)				7 人 (17.9%)			
	その他	0 人 (0.0%)				1 人 (2.6%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		緑地土木科				生物工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		40	39	27	106	33	32	34	99
充足率（％）		100.0	97.5	67.5	88.3	82.5	80.0	85.0	82.5
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	9人（23.7％）				25人（65.8％）			
	専修・各種	8人（21.1％）				8人（21.1％）			
	就 職	20人（52.6％）				4人（10.5％）			
	その他	1人（2.6％）				1人（2.6％）			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		食品科学科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	280	280	280	840
生徒数（人）		39	34	31	104	269	253	224	746
充足率（％）		97.5	85.0	77.5	86.7	96.1	90.4	80.0	88.8
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	21人（52.5％）				129人（48.1％）			
	専修・各種	9人（22.5％）				82人（30.6％）			
	就 職	9人（22.5％）				52人（19.4％）			
	その他	1人（2.5％）				5人（1.9％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当に係る事後の確認について

通勤手当を支給している職員に係る事後の確認について、職員が新幹線により認定を受けている場合には、毎月その利用状況を、翌月10日までに確認することとなっているが、この確認がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第 12 条 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第 10
-----	--

イ 扶養手当に係る事後の確認について

扶養手当を支給している職員に係る事後の確認について、確認に必要な書類が添付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	扶養手当認定要領（広島県教育委員会）第 9
-----	-----------------------

ウ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（雑用水管敷地） 外 2 件
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

エ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、予定価格調書に誤った予定価格、見積書比較価格及び低入札調査価格等を記載していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立西条農業高等学校寄宿舎防水改修工事（令和 3 年度）
根 拠	広島県契約規則第 18 条 建設工事執行規則第 7 条の 2 第 3 項

16 県立尾道商業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 尾道市古浜町 20-1
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
- 本務者数 51 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		情報ビジネス科				商業科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	0	400	0	0	80	80
生徒数 (人)		192	193	0	385	0	0	60	60
充足率 (%)		96.0	96.5	0.0	96.3	0.0	0.0	75.0	75.0
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	—				17 人 (21.0%)			
	専修・各種	—				45 人 (55.6%)			
	就 職	—				18 人 (22.2%)			
	その他	—				1 人 (1.2%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		ビジネス会計科				情報管理科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		0	0	40	40	0	0	80	80
生徒数 (人)		0	0	25	25	0	0	56	56
充足率 (%)		0.0	0.0	62.5	62.5	0.0	0.0	70.0	70.0
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (20.5%)				24 人 (61.5%)			
	専修・各種	16 人 (41.0%)				33 人 (84.6%)			
	就 職	15 人 (38.5%)				20 人 (51.3%)			
	その他	0 人 (0.0%)				2 人 (5.1%)			

課 程		全日制			
学科・学年等		計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		192	193	141	526
充足率 (%)		96.0	96.5	70.5	87.7
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	49 人 (24.6%)			
	専修・各種	94 人 (47.2%)			
	就 職	53 人 (26.6%)			
	その他	3 人 (1.5%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立因島高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 尾道市因島重井町 5574 番地
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
- | | | | |
|-----|--------------------|------|-----|
| 全日制 | 本務者数 | 25 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | | 8 人 |
| 定時制 | 本務者数 | 10 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | | 3 人 |

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		総合学科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		80	80	80	240	40	40	40	40	160
生徒数（人）		64	59	66	189	11	6	4	3	24
充足率（％）		80.0	73.8	82.5	78.8	27.5	15.0	10.0	7.5	15.0
退学者（人）		1（1）				1（1）				
休学者（人）		0				1				
進 学 就 職	大学・短大	17 人（28.3％）				0 人（0.0％）				
	専修・各種	32 人（53.3％）				0 人（0.0％）				
	就 職	11 人（18.3％）				2 人（40.0％）				
	その他	0 人（0.0％）				3 人（60.0％）				

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立福山特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
- イ 所在地 福山市津之郷町津之郷 280 番 3 号
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 78 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人

エ 児童・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
生徒数(人)		3	5	5	8	5	4	30	7	5	8	20	6	11	5	22
進学就職	進 学	—							5 人 (100%)				0 人 (0.0%)			
	就 職	—							0 人 (0.0%)				1 人 (16.7%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				5 人 (83.3%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	増幅器 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

19 県立廿日市特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- イ 所在地 廿日市市宮内 10877 番 2 号
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 156 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人

エ 生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
生徒数（人）		23	25	12	17	16	12	105	19	18	28	65	37	40	35	112
進学就職	進 学	—							21 人 （100.0%）				0 人 （ 0.0%）			
	就 職	—							0 人 （ 0.0%）				7 人 （28.0%）			
	その他	—							0 人 （ 0.0%）				18 人 （72.0%）			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」の状況は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可 財産	使用許可内容	納入通知日		使用料 (年額)
土地	支線 2 条	令和 4 年度 令和 5 年度	令和 4 年 4 月 25 日 令和 5 年 4 月 27 日	3,000 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条第 1 項 広島県会計規則第 11 条第 3 項			

20 県立呉特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- イ 所在地 本校：呉市焼山北三丁目 22 番 1 号
江能分級：江田島市能美町鹿川 3406－3
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
本務者数 87 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人

エ 生徒の状況

本 校	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	7	12	5	6	9	6	45	6	11	11	28	19	23	15	57
江 能 分 級	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	1	0	4	2	0	0	7	1	4	1	6	2	3	6	11
合 計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数（人）	8	12	9	8	9	6	52	7	15	12	34	21	26	21	68
進 学 就 職	進 学	—							9 人（100.0%）				0 人（ 0.0%）			
	就 職	—							0 人（ 0.0%）				5 人（ 25.0%）			
	その他	—							0 人（ 0.0%）				15 人（ 75.0%）			

（注）・「部・学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。
・「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立広島北特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 広島市安佐北区三入東一丁目 25 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 118 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 20 人

エ 生徒の状況

部・学年等		小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
生徒数（人）		8	6	12	8	5	15	54	17	17	12	46	41	52	41	134
進学就職	進 学	—						14 人（100.0%）				0 人（ 0.0%）				
	就 職	—						0 人（ 0.0%）				15 人（35.7%）				
	その他	—						0 人（ 0.0%）				27 人（64.3%）				

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立沼隈特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- イ 所在地 福山市沼隈町上山南 736－3
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 本務者数 64 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人

エ 生徒の状況

部・学年等		小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
生徒数(人)		5	5	4	7	7	6	34	14	3	8	25	19	13	19	51
進 学 就 職	進学	—						12 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)				
	就職	—						0 人 (0.0%)				1 人 (10.0%)				
	その他	—						0 人 (0.0%)				9 人 (90.0%)				

(注)・「部・学年」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立黒瀬特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 東広島市黒瀬町乃美尾 2 5 - 1
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 94 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人

エ 生徒の状況

部・学年等		小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
生徒数（人）		12	15	8	10	17	13	75	14	7	13	34	18	17	19	54
進学就職	進 学	—						8 人 （100.0%）				0 人 （ 0.0%）				
	就 職	—						0 人 （ 0.0%）				5 人 （19.0%）				
	その他	—						0 人 （ 0.0%）				21 人 （81.0%）				

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地 580.00 m ² (来客用・職員用駐車場用地)
根 拠	・ 広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・ 広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

財政的援助団体等監査の結果（令和5年7月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和3年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	令和5年7月31日	令和5年2月7日	書面	2
2	イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体	令和5年2月22日	令和5年1月26、27日	実地	4
3	広島県ビルメンテナンス協同組合	令和5年7月31日	令和5年4月20日	書面	5
4	フジタビルメンテナンス株式会社	令和5年7月31日	令和5年4月26日	書面	7

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設 立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和4年10月31日現在）
 役員8人（うち常勤1人）
 職員132人（非常勤職員、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員1人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核、がん、循環器疾患その他の疾患予防の検診
 広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和3年度
経常収益 A	1,818,054
経常費用 B	1,566,430
当期経常増減額 C (A - B)	251,624
経常外収益 D	265
経常外費用 E	46
当期経常外増減額 F (D - E)	219
法人税等 G	251
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	251,592
当期指定正味財産増減額 I	15,855
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	267,447
資産合計 K (L + O)	1,951,134
負債合計 L	602,966
指定正味財産 M	83,593
(うち、基本財産充当額)	(60,043)
一般正味財産 N	1,264,575
正味財産合計 O (M + N)	1,348,168

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,034 千円のうち 40,000 千円 (66.6%) を出捐 (令和 4 年 12 月 1 日現在)

(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)

(イ) 公の施設の指定管理者 (今回監査の対象外)

・施設名 広島県健康福祉センター

・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 136,615,000 円

・所管課 健康福祉局医療介護基盤課

・利用状況 (令和 3 年度)

利用料金	利用人員
14,657 千円	36,854 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	顧客満足度の調査及び業務改善コンサルタント (令和 3 年度) 健診結果の納期短縮に係るコンサルタント業務 (令和 3 年度) 画像診断委託 (令和 3 年度) 「臨床研修病院オンライン合同説明会」開催に係る業務委託契約 (令和 3 年度)
根拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構契約規程第 16 条、第 24 条

2 イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 縮景園及び県立美術館における指定管理者業務
- ・所在地 広島市西区商工センター二丁目3番1号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 令和3年9月15日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 縮景園及び県立美術館
- ・所在地 広島市中区上幟町2番11号(縮景園)
広島市中区上幟町2番22号(県立美術館)
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,335,000,000円
(うち、令和4年度管理費用267,000,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 施設の利用状況(令和3年度)

縮景園

入園者数	清風館利用件数	明月亭利用件数
126,985人	10件	12件

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休園期間

令和3年5月17日～6月20日、8月27日～9月30日

令和4年1月11日～2月20日

県立美術館

所蔵展入場者数	県民ギャラリー 利用者数	講堂利用者数	特別展入場者数
21,867人	50,780人	3,049人	33,544人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館期間

令和3年5月10日～6月20日、8月7日～9月30日

令和4年1月11日～3月6日

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 安芸地区

- ・施設名 県営住宅 安芸地区
- ・管理対象地域 広島県安芸郡
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 521,268,995 円（うち、緊急修繕費 52,475,000 円）
〔うち、令和 3 年度管理費用（上限額）130,254,799 円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸、％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和 3 年度末	1,127	742	214	81.2%
令和 5 年 2 月末日現在	1,189	715	287	79.2%

(イ) 廿日市・大竹地区

- ・施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 廿日市市、大竹市
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 595,790,630 円（うち、緊急修繕費 52,475,000 円）
〔うち、令和 3 年度管理費用（上限額）119,158,126 円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸、％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和 3 年度末	1,426	1,096	49	79.5%
令和 5 年 2 月末日現在	1,426	1,082	55	78.9%

(ウ) 三次・庄原地区

- ・ 公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・ 管理対象地域 三次市、庄原市
- ・ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 229,660,200 円（うち、緊急修繕費 52,475,000 円）
〔うち、令和3年度管理費用（上限額）45,932,040 円
（緊急修繕費（上限額）10,495,000 円を含む。）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸、%)

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和3年度末	371	245	58	78.2%
令和5年2月末日現在	371	247	65	80.7%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 フジタビルメンテナンス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 ビル・マンションの管理等
- ・所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番10号
(広島支店：広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル12F)
- ・代表者 代表取締役 公文 正純
- ・設立 昭和63年4月20日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番
- ・指定期間 平成31年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 45,836,764円
〔うち令和3年度管理費用 7,061,000円〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸、%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和3年度末	60	56	0	93.3
令和5年2月末日現在	60	58	0	96.7

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和5年11月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和5年7月24日	令和5年7月7日	実地	3
2	危機管理監	令和5年7月24日	令和5年7月7日	実地	4
3	地域政策局	令和5年8月25日	令和5年8月3日	実地	5
4	選挙管理委員会事務局	令和5年8月25日	令和5年8月3日	実地	6
5	健康福祉局	令和5年8月4日	令和5年7月21日	実地	7
6	上下水道部	令和5年7月20日	令和5年7月4日	実地	8
7	病院事業局	令和5年7月20日	令和5年7月4日	実地	9
8	議会事務局	令和5年7月25日	令和5年7月10日	実地	10
9	警察本部	令和5年8月10日	令和5年7月28日	実地	11

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	監査委員事務局	令和5年11月15日	令和5年8月10日	書面	12
11	人事委員会事務局	令和5年11月15日	令和5年8月10日	書面	13
12	労働委員会事務局	令和5年11月15日	令和5年8月10日	書面	14
13	県立広島学園	令和5年9月11日	令和5年8月24日	実地	15
14	県立可部高等学校	令和5年11月15日	令和5年6月20日	書面	17
15	県立加計高等学校	令和5年11月15日	令和5年6月22日	書面	18
16	県立油木高等学校	令和5年11月15日	令和5年6月21日	書面	19
17	県立戸手高等学校	令和5年11月15日	令和5年6月16日	書面	20
18	警察学校	令和5年8月10日	令和5年7月28日	実地	21

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された沖井委員及び山下委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 現金・物品の出納及び保管に関する事務
 - 会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
 - 支出命令等の審査、会計検査に関する事務
 - 決算の調製に関する事務
 - 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
 - 総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3 課

課 名	会計総務課、審査指導課、契約・調達管理課
-----	----------------------

ウ 職員数(令和5年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 58 人

エ 主な施策(令和4年度)

- 会計事務の品質向上
- 契約制度の活用促進
- 事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3 課

課 名	危機管理課、みんなで減災推進課、消防保安課
-----	-----------------------

ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 52 人

エ 主な施策（令和 4 年度）

防災教育の推進、県民の避難行動の促進（自助）

自主防災組織の体制強化（共助）

大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）

保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策、その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）
- イ 組織体制 7課1担当2チーム

課 名	地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、交通対策担当、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム、広島サミット推進チーム
-----	--

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 146人
- エ 主な施策（令和4年度）
地域振興施策の企画調整、国土調査
交流・定住促進対策、県・市町連携
鉄道・バス・離島航路等の交通対策
都市活性化施策の企画調整
中山間地域振興施策の推進
市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整
スポーツの推進
国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進
「国際平和拠点ひろしま構想」の推進
広島サミットの開催支援及び総合調整

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課 1 担当

課名	健康福祉総務課、健康危機管理課、新型コロナウイルス感染症対策担当、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 356 人

- エ 主な施策（令和 4 年度）

新型コロナウイルス感染症対策の強化
少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、随意契約の理由が正しく記載されておらず、非代替性について客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかった。

随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載していただきたい。（新型コロナウイルス感染症対策担当、食品生活衛生課）

契約名	・広島県オンライン診療センターにおける保険請求等業務（令和 5 年度）（新型コロナウイルス感染症対策担当） ・宿泊療養施設における健康観察（薬剤処方等）に伴う保険請求等業務（令和 4 年度）（新型コロナウイルス感染症対策担当） ・動物愛護管理普及啓発業務（令和 4 年度）（食品生活衛生課）
-----	---

6 上下水道部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 流域下水道事業に関する事務

上下水道事業の広域連携

イ 組織体制 2 課

課・担当名	上下水道総務課、流域下水道課
-------	----------------

ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 25 人（併任職員を除く。）

エ 主な施策（令和 4 年度：旧企業局）

県営水道施設の強靱化対策事業

二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業

広域連携推進事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員の合計 15 人
- エ 主な施策（令和 4 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はない。

8 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64 人（令和 5 年 7 月 1 日現在）

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4 課

課 名	秘書課、総務課、議事課、政策調査課
-----	-------------------

(ウ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 44 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

議員章の管理について

議員章について、受払・保管の記録管理や予備の取扱いなど、管理方法について定めることを検討していただきたい。（総務課）

9 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7 部 35 課 1 室 6 隊 1 所

部 名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、危機管理課、外事課、サミット対策課、機動隊

ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,812 人

エ 主な施策（令和 4 年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

10 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 16 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課 名	合同総務課、公務員課
-----	------------

(ウ) 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 11 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はない。

13 県立広島学園

(1) 機関の概要

ア 主な業務 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）

イ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地

ウ 組織体制 2 課（総務課、自立支援課）

エ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 24 人

会計年度任用職員数 9 人（夜間指導員 41 名を除く。）

オ 児童の状況（令和5年8月1日現在）（単位：人）

区 分	小学生			中学生			中卒生	計
	4 年生	5 年生	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	0	1	1	3	5	4	0	14
女 子	0	0	0	1	1	0	0	2
計	0	1	1	4	6	4	0	16

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 前回監査時（令和2年9月執行）に同様の指摘（消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成）を行ったにもかかわらず、自動火災報知設備の数量を誤って仕様書を作成していた。

(イ) 自動火災報知設備の設計金額の積算方法が誤っていた。

(ウ) 消火器具の数量を変更したが、仕様書の変更等、必要な手続きを行っていないかった。

契 約 名	令和3～5年度広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
-------	-----------------------------

イ 旅費の支給について

癖においては、翌年度の4月30日までに支出を行う必要があるが、4月30日を過ぎて旅費の支給を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第5条
-----	------------

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムで起案し、電子決裁を受けるべき事務について、文書管理システムによらずに処理しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の一般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

14 県立可部高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市安佐北区可部東四丁目 27-1
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
- | | | |
|-----|--------------------|------|
| 全日制 | 本務者数 | 55 人 |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 9 人 |
| 定時制 | 本務者数 | 10 人 |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 7 人 |

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		240	240	240	720	40	40	40	40	160
生徒数（人）		241	231	220	692	21	8	16	10	55
充足率（％）		100.4	96.3	91.7	96.1	52.5	20.0	40.0	25.0	34.4
退学者（人）		5（0）				4（1）				
休学者（人）		0				9				
進 学 就 職	大学・短大	139 人（60.7%）				0 人（0.0%）				
	専修・各種	74 人（32.3%）				1 人（16.7%）				
	就 職	11 人（4.8%）				5 人（83.3%）				
	その他	5 人（2.2%）				0 人（0.0%）				

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立加計高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 本 校 山県郡安芸太田町加計 3780-1
芸北分校 山県郡北広島町川小田 10075-15
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
本 校 本務者数 28 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
芸北分校 本務者数 20 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人

エ 生徒の状況

区 分		本 校				芸北分校			
課 程		全日制				全日制			
学科・学年等		普通科				普通科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		40	38	27	105	41	21	21	83
充足率（％）		100.0	95.0	67.5	87.5	102.5	52.5	52.5	69.2
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				2			
進 学 就 職	大学・短大	26 人（66.7％）				14 人（45.2％）			
	専修・各種	7 人（17.9％）				9 人（29.0％）			
	就 職	5 人（12.8％）				8 人（25.8％）			
	その他	1 人（2.6％）				0 人（0.0％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	パーソナルコンピューター 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

16 県立油木高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 神石郡神石高原町油木乙 1965
 ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
 本務者数 27 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				産業ビジネス科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)		28	34	28	90	33	20	20	73	61	54	48	163
充足率 (%)		70.0	85.0	70.0	75.0	82.5	50.0	50.0	60.8	76.3	67.5	60.0	67.9
退学者 (人)		3 (1)				2 (1)				5 (2)			
休学者 (人)		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	13 人 (41.9%)				5 人 (18.5%)				18 人 (31.0%)			
	専修・各種	12 人 (38.7%)				8 人 (29.6%)				20 人 (34.5%)			
	就 職	5 人 (16.1%)				14 人 (51.9%)				19 人 (32.8%)			
	その他	1 人 (3.2%)				0 人 (0.0%)				1 人 (1.7%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度(令和5年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立戸手高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市新市町相方 200

ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

本務者数 51 人

非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 20 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		186	198	193	577
充足率 (%)		93.0	99.0	96.5	96.2
退学者 (人)		2 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	76 人		(39.6%)	
	専修・各種	96 人		(50.0%)	
	就職	17 人		(8.9%)	
	その他	3 人		(1.6%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品 (業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器) については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	製氷機 2 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 (平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号)

18 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課）
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 136人
- オ 主な事業実績（令和4年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6 か月	4 か月	—	2	85
		その他	10 か月	4 か月	—	2	41
	初任補修科	大学卒	2 か月	—	3 か月	2	91
		その他	3 か月	—	4 か月	2	52
	一般職員初任科		24 日間			1	18
小 計			—			9	287
任用時教養	警部補任用科		12 日間			1	15
	巡査部長任用科		12 日間			1	24
	部門別任用科		12～26 日間			4	94
各種専科			3 ～ 15 日間			48	633
小 計			—			54	766
合 計			—			63	1, 053

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

財政的援助団体等監査の結果（令和5年11月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。
実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	一般財団法人もみのき森林公園協会	令和5年7月11日	令和5年6月14日	実地	2

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 一般財団法人もみのき森林公園協会

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県立もみのき森林公園等の施設を一般利用に供し、地域の振興及び県民の健康増進、心豊かな県民生活の発展に寄与する。
- ・ 所在地 廿日市市吉和 1593-75
- ・ 代表者 理事長 田端 秀秋
- ・ 設立 昭和 59 年 4 月 10 日
- ・ 役職員 役員 7 人（うち常勤 1 人）、職員 9 人（非常勤職員を含む）
（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- ・ 主な事業 もみのき森林公園施設等の維持管理及び経営、食品・土産物等の販売

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	令和 4 年度
経常収益 A	99,355
経常費用 B	103,943
当期経常増減額 C (A - B)	▲4,588
経常外収益 D	0
経常外費用 E	72
当期経常外増減額 F (D - E)	▲72
法人税等 G	0
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲4,660
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲4,660
資産合計 K (L + O)	32,875
負債合計 L	7,546
指定正味財産 M	10,100
（うち、基本財産充当額）	10,100
一般正味財産 N	15,229
正味財産合計 O (M + N)	25,329

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 10,100,000 円のうち 5,000,000 円 (49.5%) を出捐 (令和 5 年 6 月 23 日現在) (所管課 環境県民局自然環境課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立もみのき森林公園
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 44,091,000 円
(うち、令和4年度管理費用 14,697,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 (令和4年度) (単位：人)

区 分	利用者数
もみのき荘	5,099
研修棟	2,912
キャンプ場	31
テニスコート	264
運動広場	785
自転車	2,592
スキー場	0
野外ステージ	0
体育館	3,873
アスレチック	13,497
オートキャンプ	8,959
バーベキュー広場	1,010
その他日帰り	90,978
合 計	130,000

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和５年１２月１５日決定分）

資 料 提 供
令和６年１月２２日
監査委員事務局
担 当：岡本
内線：５１１４
直通電話：５１３－５１２５

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和４年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
１	商工労働局	令和５年７月２１日	令和５年７月４日、６日	実地	３
２	農林水産局	令和５年８月３０日	令和５年８月８日	実地	６
３	広島海区漁業調整委員会事務局	令和５年８月３０日	令和５年８月８日	実地	７
４	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和５年８月３０日	令和５年８月８日	実地	８
５	土木建築局	令和５年８月２８日	令和５年８月４日	実地	９
６	収用委員会	令和５年８月２８日	令和５年８月４日	実地	１１
７	消防学校	令和５年１０月４日	令和５年９月２０日	実地	１２
８	自治総合研修センター	令和５年１０月２０日	令和５年１０月５日	実地	１３
９	県立総合精神保健福祉センター	令和５年１１月１日	令和５年１０月１８日	実地	１４

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	県立広島国泰寺高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月20日	書面	15
11	県立福山誠之館高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月21日	書面	16
12	県立沼南高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月22日	書面	17
13	県立三次高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	19
14	県立三次中学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	21
15	県立庄原実業高等学校	令和5年12月15日	令和5年10月4日	書面	22
16	県立芦品まなび学園高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月27日	書面	24
17	県立東高等学校	令和5年12月15日	令和5年9月28日	書面	25

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

課 名	商工労働総務課、雇用労働政策課、 働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、 イノベーション推進チーム、産業人材課、経営革新課、 県内投資促進課、産業用地課、 コロナ機動的経済支援プロジェクト・チーム、観光課
-----	---

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 201人
- エ 主な施策（令和4年度）
イノベーション立県の実現に向けた産業振興
働き方改革・多様な主体の活躍支援
観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について

行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和 5 年度 徴 収 期 限	納入通知 日	使用料 (年額)
土地（ひろしま 産学共同研究拠点）	電柱設置（本柱 1 本、支線 2 条）	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 30 日	令和 5 年 5 月 11 日	4, 500 円
	光ファイバー ケーブルの設 置	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日			2, 720 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条 広島県会計規則第 11 条第 3 項				

(イ) 徴収すべき使用料の額を誤っているものがあった。(イノベーション推進チーム)

財産名称	ひろしま産学共同研究拠点（光ファイバーケーブルの設置）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第2条、別表第二

(ウ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。(イノベーション推進チーム)

使用許可財産	ひろしま産学共同研究拠点（自動販売機及びごみ箱の設置）1.04 m ²
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条、第2条

(エ) 行政財産の使用許可に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としているものがあった。(商工労働総務課、イノベーション推進チーム)

使用許可財産	使用許可内容	納入通知日	調定の内容	所管課
建物（県立広島産業会館西展示館）	携帯電話サービス用アンテナ基地局設置	令和5年4月12日	産業文化センター分屋上アンテナ電気料金（4月1日検針分）	商工労働総務課
建物（ひろしま産学共同研究拠点）	自動販売機及びごみ箱の設置	令和5年4月14日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和4年度分）	イノベーション推進チーム
根 拠	地方自治法施行令第142条第1項第2号			

イ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

財 産	建物（C I C T O K Y O 広島県事務所）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

ウ 公の施設の利用許可に係る事務処理について

公の施設の利用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。(イノベーション推進チーム)

(ア) 使用料の収入手続が遅延していた。

利用施設	利用期間	利用許可日	納入通知日	利用料
ひろしま産学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和4年4月1日	令和4年7月19日	2,934,000円
	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和5年3月23日	令和5年4月11日	2,934,000円
根 拠	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第5条第5項			

(イ) 施設の利用に伴う必要経費（光熱水費）について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していた。

利用施設	ひろしま産学共同研究拠点
根 拠	ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第 5 条

(ウ) 施設の利用に伴う必要経費の徴収において、会計年度を誤って旧年度の収入としているものがあつた。

利用施設	納入通知日	調定の内容
ひろしま産学共同研究拠点	令和 5 年 4 月 14 日	ひろしま産学共同研究拠点光熱水費（令和 4 年度分）
根 拠	地方自治法施行令第 142 条第 1 項第 2 号	

【改善を求める事項】

負担金交付における事務処理について

観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっぱ広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善に努める必要がある。（観光課）

負担金名	観光振興事業負担金（令和 4 年度）
------	--------------------

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、業務の特殊性により随意契約を予定する一者から参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかった。今後は、県民への説明責任が果たされるよう、設計金額の具体的な積算方法を執行伺いに記載するなど、業務を適切に執行していただきたい。（イノベーション推進チーム）

業務名	ひろしまサンドボックス A I 人材育成チャレンジ実施業務（令和 5 年度）
根 拠	委託・役務業務契約の設計・積算に係る留意事項について（平成 29 年 1 月 26 日付け会計管理部総務事務課通知）

2 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 2 担当

課 名	経営企画担当、農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当
-----	--

ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 269 人

エ 主な施策（令和 4 年度）

生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし、併任職員数 4 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし、併任職員数 4 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課
-----	--

- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 387 人

- エ 主な施策（令和4年度）
豪雨災害からの復旧・復興
ウィズ・アフターコロナにおける社会・経済の発展的回復
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
観光振興に資する基盤整備
みなと環境の整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化
効果的・効率的なインフラマネジメントの推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和2年12月に策定した「公社改革の方向性」により強靱な組織力の構築を進め、また、令和4年3月に策定した「広島高速道路公社グランドデザイン」により、公社の目指すべき将来像とその実現に向けた取組も併せて実行している。

公社を指導監督する局の取組状況については、連絡調整会議を定期的に行い、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っていることなどを確認した。

引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。（土木建築総務

課、道路企画課)

6 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人、予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 消防学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- イ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ウ 組織体制 総務課、教務課
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 8 人
会計年度任用職員数 2 人
他県、市町等からの受入職員数 8 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
 研修の内容及び方法の調査研究
 研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- イ 所在地 広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル5階、7階
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
 常勤職員数 9人
 会計年度任用職員数 4人
 市町等からの受入職員数 2人

エ 研修実績（令和4年度）

研 修 種 別		定員(人)	受講者数(人)		
			県	市町等	計
一般研修	県単独	3,214	2,689	-	2,689
	市町単独	1,744	-	1,644	1,736
	合同	805	291	460	751
	小 計	5,763	2,980	2,104	5,084
特別研修	政策形成	24	8	14	22
	組織マネジメント	753	133	415	548
	経営改革	500	273	351	624
	業務遂行	880	200	525	725
	小 計	2,157	614	1,305	1,919
合 計		7,920	3,594	3,409	7,003

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

支出に係る予算科目について

常時の資金前渡において、研修講師用の飲料を購入しているが、需用費食糧費で支出すべきところ、誤って需用費その他の予算科目で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県予算規則第3条第3項
-----	---------------

9 県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導及びこれに付随する診療

イ 所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号

ウ 組織体制 3課（総務企画課、地域支援課、生活支援課）

エ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 21人

オ 主な事業実績（令和4年度）

・技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
156回	1,249人

・相談指導（延人員）

来所相談	電話相談	集団指導
2,331人	2,105人	420人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立広島国泰寺高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市中区国泰寺町一丁目2番49号
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 本務者数 60人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		320	320	280	920
生徒数（人）		325	317	272	914
充足率（％）		101.6	99.1	97.1	99.3
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		5			
進 学 就 職	大学・短大	250人（90.9％）			
	専修・各種	0人（0.0％）			
	就 職	1人（0.4％）			
	その他	24人（8.7％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について、債務者に対する納付指導など徴収事務が実施されていなかった。

同貸付金の長期未納（滞納繰越分）については、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていく必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分）[令和4年度決算額]	
通信制課程修学奨励金貸付金	25人	3,708,000円

11 県立福山誠之館高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 1 号
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- | | | | |
|-----|--------------------|------|--|
| 全日制 | 本務者数 | 72 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 9 人 | |
| 定時制 | 本務者数 | 10 人 | |
| | 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 | 7 人 | |

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		総合学科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		322	320	280	922	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		322	318	275	915	9	2	4	2	17
充足率 (%)		100.0	99.4	98.2	99.2	22.5	5.0	10.0	5.0	10.6
退学者 (人)		0 (0)				5 (0)				
休学者 (人)		0				0				
進 学 就 職	大学・短大	234 人 (83.9%)				1 人 (8.3%)				
	専修・各種	1 人 (0.4%)				2 人 (16.7%)				
	就 職	1 人 (0.4%)				8 人 (66.7%)				
	その他	43 人 (15.4%)				1 人 (8.3%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 県立沼南高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 福山市沼隈町下山南 4
- ウ 教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 29 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		普通科				家政科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		—	—	—	—	40	40	40	120
生徒数 (人)		—	—	—	—	19	18	18	55
充足率 (%)		—	—	—	—	47.5	45.0	45.0	45.8
退学者 (人)		—				2 (0)			
休学者 (人)		—				0			
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (22.2%)				0 人 (0.0%)			
	専修・各種	1 人 (11.1%)				7 人 (77.8%)			
	就 職	5 人 (55.6%)				5 人 (55.6%)			
	その他	1 人 (11.1%)				1 人 (11.1%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		園芸デザイン科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)		20	15	7	42	39	33	25	97
充足率 (%)		50.0	37.5	17.5	35.0	48.8	41.3	31.3	40.4
退学者 (人)		4 (0)				6 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0.0%)				2 人 (5.4%)			
	専修・各種	3 人 (20.0%)				11 人 (29.7%)			
	就 職	12 人 (80.0%)				22 人 (59.5%)			
	その他	0 人 (0.0%)				2 人 (5.4%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度 (令和 5 年 3 月末現在) の状況である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立三次高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
- 全日制 本務者数 44 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13 人
- 定時制 本務者数 10 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		200	200	200	600	40	40	40	40	160
生徒数（人）		183	197	156	536	9	8	6	4	27
充足率（％）		91.5	98.5	78.0	89.3	22.5	20.0	15.0	10.0	16.9
退学者（人）		0（0）人				1（0）人				
休学者（人）		0 人				0 人				
進 学 就 職	大学・短大	131 人（82.4％）				0 人（0.0％）				
	専修・各種	20 人（12.6％）				3 人（50.0％）				
	就 職	5 人（3.1％）				1 人（16.7％）				
	その他	3 人（1.9％）				2 人（33.3％）				

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	備北地区県立学校寄宿舎給食調理業務（令和 4 年度～令和 6 年度）
-----	------------------------------------

（ア）低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していた。

根 拠	広島県契約規則第 4 条 低入札価格調査制度事務処理要領 10 業務委託契約約款第 4 条第 1 項
-----	--

(イ) 低入札価格調査時点において、届出内容に未確定のものがあったことから、業務開始時に確定した届出内容を確認する必要があったが、行っていなかった。

根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 8
-----	-------------------

(ウ) 業務開始までに契約書を交わしていなかった。

根 拠	地方自治法第 234 条第 5 項 広島県契約規則第 24 条
-----	------------------------------------

イ 高等学校授業料の徴収事務について

定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱
-----	---------------------

14 県立三次中学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- イ 所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 18 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人

エ 生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		80	79	79	238
充足率（％）		100.0	98.8	98.8	99.2
進 学 就 職	進学（自校）	74 人（ 92.5%）			
	進学（他校）	5 人（ 6.3%）			
	就 職	1 人（ 1.3%）			
	その他	0 人（ 0.0%）			

（注）・「学年」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立庄原実業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 庄原市西本町一丁目 24-34
- ウ 教職員数 (令和5年5月1日現在)
- 本務者数 53 人
- 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 27 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		生物生産学科				食品工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		23	17	22	62	30	20	20	70
充足率 (%)		57.5	42.5	55.0	51.7	75.0	50.0	50.0	58.3
退学者 (人)		2 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	1 人 (7.7%)				4 人 (21.1%)			
	専修・各種	7 人 (53.8%)				6 人 (31.6%)			
	就 職	5 人 (38.5%)				8 人 (42.1%)			
	その他	0 人 (0.0%)				1 人 (5.3%)			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		環境工学科				生活科学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		20	26	30	76	21	17	22	60
充足率 (%)		50.0	65.0	75.0	63.3	52.5	42.5	55.0	50.0
退学者 (人)		1 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		1				3			
進 学 就 職	大学・短大	5 人 (16.7%)				4 人 (17.4%)			
	専修・各種	9 人 (30.0%)				8 人 (34.8%)			
	就 職	16 人 (53.3%)				9 人 (39.1%)			
	その他	0 人 (0.0%)				2 人 (8.7%)			

課 程		全日制			
学科・学年等		計			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		94	80	94	268
充足率（％）		58.8	50.0	58.8	55.8
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		4			
進 学 就 職	大学・短大	14 人（16.5％）			
	専修・各種	30 人（35.3％）			
	就 職	38 人（44.7％）			
	その他	3 人（3.5％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和５年５月１日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和４年度（令和５年３月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 県立芦品まなび学園高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 福山市新市町戸手 1330
- ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 38 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 28 人

エ 生徒の状況

課 程		定時制				
学科・学年等		普通科				
		1	2	3	4	計
総定員（人）		120	120	120	120	480
生徒数（人）		62	64	55	39	220
充足率（％）		51.7	53.3	45.8	32.5	45.8
退学者（人）		26（0）				
休学者（人）		0				
進 学 就 職	大学・短大	3 人（5.2％）				
	専修・各種	19 人（32.8％）				
	就 職	23 人（39.7％）				
	その他	13 人（22.4％）				

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立東高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等教育の実施

イ 所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 2 号

ウ 教職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

本務者数 17 人

非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13 人

エ 生徒の状況

課 程		通信制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	300	300	300	900
生徒数	(人)	191	151	205	547
充足率	(%)	63.7	50.3	68.3	60.8
退学者	(人)	61 (0)			
休学者	(人)	2			
進学就職	大学・短大	8 人 (9.5%)			
	専修・各種	7 人 (8.3%)			
	就 職	45 人 (53.6%)			
	その他	24 人 (28.6%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 4 年度（令和 5 年 3 月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

通信制課程修学奨励金貸付金に係る長期未納（滞納繰越分）について

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金債権管理事務取扱要綱」によって徴収事務が行われているが、同貸付金の長期未納（滞納繰越分）については、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納（滞納繰越分）の解消に向けて努めていく必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分）[令和 4 年度決算額]	
通信制課程修学奨励金貸付金	78 人	11,018,000 円

財政的援助団体等監査の結果（令和 5 年 12 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、書面監査の方法により執行した。

書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	一般社団法人広島聴覚障害者協会	令和 5 年 12 月 15 日	令和 5 年 10 月 27 日	書面	2

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 一般社団法人広島聴覚障害者協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 聴覚障害者の各種相談・社会参加支援、意思疎通支援者の養成・派遣
- ・所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・代表者 代表理事 蔵本 則彦
- ・設立 平成27年7月28日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県聴覚障害者センター
- ・所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 129,420,000円
(うち、令和4年度管理費用26,557,000円)
- ・所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・利用状況(令和4年度)

研修室兼会議室	交流スペース	情報提供スペース	制作室
3,877人	1,995人	4,031人	621人
多目的室	相談室		合計
57人	693人		11,274人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和6年1月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	総務局	令和5年8月8日	令和5年7月25日	実地	4
2	環境県民局	令和5年8月3日	令和5年7月20日	実地	5
3	教育委員会事務局	令和5年8月23日	令和5年8月1日	実地	7
4	西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所）	令和5年11月2日	令和5年10月7日、14日、19日、23日	実地	9
5	東部総務事務所（本所、総務第二課）	令和5年10月27日	令和5年10月5日、17日	実地	10
6	北部総務事務所（本所、総務第二課）	令和5年10月18日	令和5年10月3日、4日	実地	11
7	西部県税事務所（本所、廿日市分室、呉分室、東広島分室）	令和5年11月2日	令和5年10月7日、14日、19日、23日	実地	12
8	県立文書館	令和5年8月8日	令和5年7月25日	実地	13
9	県立総合技術研究所	令和5年8月8日	令和5年7月25日	実地	14

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	県立総合技術研究所農業技術センター	令和5年11月22日	令和5年11月8日	実地	15
11	県立総合技術研究所林業技術センター	令和5年10月18日	令和5年10月3日	実地	16
12	西部厚生環境事務所・保健所（本所、広島支所、呉支所）	令和5年11月2日	令和5年10月7日、19日、23日	実地	17
13	西部東厚生環境事務所・保健所	令和5年11月2日	令和5年10月14日	実地	18
14	東部厚生環境事務所・保健所（本所、福山支所）	令和5年10月27日	令和5年10月5日、17日	実地	19
15	北部厚生環境事務所・保健所	令和5年10月18日	令和5年10月3日	実地	20
16	東部こども家庭センター	令和5年11月8日	令和5年10月24日	実地	21
17	県立広島高等技術専門校	令和5年11月14日	令和5年10月26日	実地	22
18	県立技術短期大学校	令和5年11月14日	令和5年10月26日	実地	24
19	県立福山高等技術専門校	令和5年11月21日	令和5年11月7日	実地	25
20	西部農林水産事務所（本所、呉農林事業所、東広島農林事業所）	令和5年11月2日	令和5年10月7日、14日、23日	実地	27
21	西部農業技術指導所	令和5年11月22日	令和5年11月8日	実地	28
22	西部病虫害防除所	令和5年11月22日	令和5年11月8日	実地	29
23	東部農業技術指導所	令和5年11月22日	令和5年10月17日	実地	30
24	東部病虫害防除所	令和5年11月22日	令和5年10月17日	実地	31
25	北部農業技術指導所	令和5年11月22日	令和5年10月3日	実地	32
26	北部病虫害防除所	令和5年11月22日	令和5年10月3日	実地	33
27	西部畜産事務所	令和5年11月2日	令和5年10月14日	実地	34
28	西部家畜保健衛生所	令和5年11月2日	令和5年10月14日	実地	35
29	東部建設事務所（本所、三原支所）	令和5年10月27日	令和5年10月11日、17日	実地	36
30	北部建設事務所（本所、庄原支所）	令和5年10月18日	令和5年10月3日、4日	実地	37
31	県立埋蔵文化財センター	令和5年8月23日	令和5年8月1日	実地	38
32	県立福山少年自然の家	令和6年1月31日	令和5年11月14日	書面	39

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
33	県立高陽高等学校	令和6年1月31日	令和5年6月7日	書面	40
34	海田警察署	令和5年9月13日	令和5年9月13日	実地	41
35	廿日市警察署	令和5年9月7日	令和5年9月7日	実地	42
36	江田島警察署	令和5年9月5日	令和5年9月5日	実地	43
37	東広島警察署	令和5年9月12日	令和5年9月12日	実地	44
38	庄原警察署	令和5年9月8日	令和5年9月8日	実地	45

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務
職員の人事管理に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
行政手続、情報通信、統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 11 課 3 チーム 3 担当

課 名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課、研究開発課、D X 推進チーム、デジタル県庁推進担当、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担当
-----	--

- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 306 人

- エ 主な施策（令和 4 年度）

県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進
デジタルトランスフォーメーションの推進
地方創生の推進及び重要施策の総合調整
内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務
- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 158 人

- エ 主な施策（令和 4 年度）
文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 管理委任物品の管理について

次の備品について、管理委任の手続は行われているが、物品出納職員に対して、払出しの通知をしていなかったため、備品出納簿に管理委任に関する記録が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

物 品	工芸品 1 個 外 16 件（管理委任の記録漏れ） 絵画 1 幅 外 67 件（更新した管理委任期間の記録漏れ）
根 拠	広島県物品管理規則第 17 条の 2 第 2 項

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県立美術館展示室壁面修繕工事（令和 4 年度）
-----	---------------------------

(ア) 参考見積書の見積総額を根拠として設計金額を設定しているが、当該見積書を踏まえた仕様書は作成しておらず、設計書も作成していなかった。

根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項
-----	--------------------------

(イ) 予定価格調書において、消費税及び地方消費税込み額で記載すべき設計金額（予定価格）を、誤って消費税及び地方消費税抜き額で記載していた。

また、低入札価格調査対象工事であるにもかかわらず、予定価格調書に調査基準価格を記載していなかった。

根 拠	広島県契約規則第18条、第19条第1項 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第3項 支出マニュアル II 第4 執行伺い（予定価格調書の例）
-----	--

3 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習、社会教育の振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2 部 13 課 1 室 1 担当 1 センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
学びの 変 革 推 進 部	学校経営戦略推進課、教育支援推進課、高校入学者選抜制度推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、高校教育指導課、豊かな心と身体育成課、全国高等学校総合体育大会推進室、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 366 人

会計年度任用職員数 118 人

ウ 主な施策（令和 4 年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

ア 県立高等学校における債権管理について

通信制課程修学奨励金貸付金については、「広島県高等学校定時制及び通信制課程修学奨

励金債権管理事務取扱要綱」に基づき、県立高等学校における債権は各学校において管理し、学校全体で取り組むこととされているが、定例監査において、要綱で定められた債権管理が行われておらず、長期未納の縮減に向けた取組に一層の努力を要する学校が見受けられた。

このため、各学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、各学校と連携を密にして徴収促進に取り組む必要がある。
(教育支援推進課)

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）が増加しており、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。(教育支援推進課)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [令和4年度決算額]		参考 前回監査時 [令和3年度決算額]	
高等学校授業料	148 人	6,403,414 円	124 人	6,012,114 円

4 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、 大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高田市、 江田島市、安芸郡、 山県郡、豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	15 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	24 人	2 課	総務課、経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、 府中市、世羅郡、神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
東部総務事務所	21人	2課	総務課、経理課
東部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
北部総務事務所	15人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 西部県税事務所

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること

県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町 10 番 23 号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課 名 等
西部県税事務所	132 人	7 課 1 班	税務管理課、地方税特別滞納整理班、滞納整理第一課、滞納整理第二課、法人課税課、個人課税課、不動産税課、自動車税課
西部県税事務所呉分室	12 人	2 班	納税班、滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	12 人	2 班	納税班、滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	33 人	3 課	納税課、不動産評価課、軽油調査課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和5年4月1日現在）

常勤職員数 6人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和4年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和5年4月1日現在）
行政文書約6万5千冊、行政資料約11万2千冊、古文書約30万点
マイクロフィルム約236万コマ、複製資料約4万2千冊、図書約2万5千冊
- 利用状況（令和4年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
3,059人	7,129冊	6,443枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はない。

9 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 11 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導、研修及び情報提供
- イ 所在地 本 所：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ウ 組織体制 本 所：4 部 1 課（総務部（管理課）、技術支援部、栽培技術研究部、生産環境研究部）
果樹研究部：1 部 1 課（管理第二課、果樹研究部）
- エ 職員数 55 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約に係る事務処理について

次の委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	電気設備保安全管理業務（令和 3 年度～令和 5 年度）
根 拠	広島県契約規則第 29 条

11 県立総合技術研究所林業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導に関すること
 林木育種事業に関すること
 林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導に関すること など
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ウ 組織体制 2部1担当（技術支援部、林業研究部、総務担当）
- エ 職員数（令和5年4月1日現在）
- | | |
|-----------|-----|
| 常勤職員数 | 12人 |
| 会計年度任用職員数 | 2人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 西部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
 食品衛生・薬事に関すること
 環境保全、廃棄物対策に関すること
 試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市、呉市、大竹市、 廿日市市、安芸高田市、 江田島市、安芸郡、 山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・ 西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・ 西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	62人	5課	厚生課、保健課、生活衛生課、 環境管理課、試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・ 西部保健所広島支所	46人	3課	厚生課、保健課、衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・ 西部保健所呉支所	23人	2課	厚生保健課、衛生環境課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 西部東厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市、東広島市、豊田郡

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	50 人	4 課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 東部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること
試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	59 人	4 課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	40 人	4 課	厚生課、保健課、衛生環境課、試験検査課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 北部厚生環境事務所・保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など

イ 所在地、所管区域

事務所名等	所 在 地	所 管 区 域
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課 名 等
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	41人	4課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 東部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
 児童に関する相談に関すること
 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関する
 こと
 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援、医
 学的又は心理学的な指導等に関すること
 児童の一時保護に関すること など
- イ 所在地 福山市瀬戸町山北 291-1
- ウ 組織体制 4 課（総務課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
 常勤職員及び再任用職員の合計 58 人
 会計年度任用職員数 20 人

オ 主な事業実績（令和 4 年度）

（ア）相談種別受付件数

（単位：件）

心身障害	養 護	育 成	非 行	保 健	その他	計
772	1,889	48	97	0	13	2,819

（イ）児童虐待相談処理件数

（単位：件）

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
482	322	14	708	1,526

（ウ）一時保護状況

実人員	延人員
359 人	5,777 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な
 点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われてお
 らず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	・ 駐車場（16 台分） ・ 駐車場（7 台分） ・ 駐車場（17 台分） ・ 駐車場（20 台分）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

17 県立広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 19 人
（校長、庶務課職員 7 人、訓練企画担当職員 4 人は技術短期大学校と兼務。）
会計年度任用職員数 21 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

(ア) 施設内訓練

（単位：人）

訓 練 科 目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	自動車板金科	1 年	15	9	9	3	3
	電気設備科	1 年	20	20	19	13	13
	建築インテリア科	1 年	20	13	12	10	8
	小 計		55	42	40	26	24
普通職業訓練 (短期課程)	自動車板金科	1 年	5	0	0	0	0
	小 計		5	0	0	0	0
合 計			60	42	40	26	24

（注）・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

(イ) 委託訓練

（単位：人）

訓 練 科 目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科（R4-R5） 3 コース	2 年	27	11	11	7	—
社会福祉士養成科 1 コース	1 年	5	6	5	5	4
精神保健福祉士養成科 1 コース	1 年	5	7	5	5	5
経理事務パソコン科等 42 コース	3 ～ 6 か月	764	762	571	503	346
合 計		801	786	592	520	355

（注）・介護福祉士養成科の修了者数は、進級者数。

・就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

(ウ) 在職者訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
短期課程	第二種電気工事士（学科）	12 時間	10	13	13	12
	第二種電気工事士（実技）	12 時間	10	13	13	11
	第一種電気工事士（学科）	12 時間	10	11	11	6
	第一種電気工事士（実技）	12 時間	10	9	9	9
合 計			40	46	46	38

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。

契約名	本館実習棟 3 北側法面伐採及び草刈り等業務
-----	------------------------

18 県立技術短期大学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、教務課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 23 人
（校長、庶務課職員 7 人、訓練企画担当職員 4 人は広島高等技術専門校と兼務。）
会計年度任用職員数 8 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

(ア) 専門課程（施設内訓練）

（単位：人）

訓 練 科	訓練期間	学年	定 員	応募者数	入校者数	在籍者数	修了者数
機械システム 技術科	2 年	1	15	2	2	2	—
		2	20	6	6	—	6
制御システム 技術科	2 年	1	15	7	7	5	—
		2	20	17	14	—	13
合 計			70	32	29	7	19

（注）令和 3 年度まで「機械システム技術科」は「生産技術科」、「制御システム技術科」は「制御技術科」という訓練科名。

(イ) 専門短期訓練（在職者訓練）

（単位：人）

訓練科目（講座名）	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械基礎製図等 3 講座	12 時間又は 18 時間	30	17	17	16

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 県立福山高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものの行う職業訓練の援助
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 19 人
会計年度任用職員 22 人
- オ 職業訓練実施状況（令和 4 年度）

(ア) 施設内訓練

（単位：人）

訓 練 科 目 等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	機械システム科	1 年	20	10	10	9	9
	電気設備科	1 年	20	19	15	15	15
	自 動 車 整 備 科 (1 年)	2 年	20	17	15	10	—
	自 動 車 整 備 科 (2 年)		20	16	10	8	8
	溶接加工科	1 年	20	4	3	2	2
	建築科	1 年	10	7	7	7	5
	小 計		110	73	60	51	39
普通職業訓練 (短期課程)	溶接加工科	1 年	若干名	0	0	0	0
	建築科	1 年	若干名	0	0	0	0
	小 計		—	0	0	0	0
合 計			110	73	60	51	39

(注)・自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

- ・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

(イ) 委託訓練

（単位：人）

訓練科目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通課程	介護福祉士養成科 (1 年)	2 年	10	13	10	9	—
	介護福祉士養成科 (2 年)		9	9	9	7	7
短期課程	CAD オペレータ科 ほか 18 コース	3～6 か月	386	452	315	273	153
合 計			405	474	334	289	160

(注)・介護福祉士養成科 1 年の修了者数は、進級者数。

(ウ) 在職者訓練

(単位：人)

訓 練 科 目	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械加工科ほか4講座	12～18 時間	65	56	55	50

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 西部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部農林水産事務所 呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	104 人	8 課	農村振興課、水産課、水産第二課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課、林務第三課
西部農林水産事務所 呉農林事業所	43 人	3 課	農村振興課、農村整備課、林務課
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	60 人	3 課	農村振興課、農村整備課、林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ウ 職員数 54 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 西部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- | | |
|--------|--|
| ア 主な業務 | 植物の検疫
市町、農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供 |
| イ 所在地 | 東広島市八本松町原 6869 |
| ウ 職員数 | 3 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし、西部農業技術指導所所長及び次長（3 名）が兼職 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 福山市三吉町一丁目 1－1
- ウ 職員数 30 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

郵便切手類の管理について

自動車航送乗船回数券について、有効期間内に未使用分の払戻手続きを行わず、金券としての価値を損なっているものがあった。有効期間内の使用見込みを踏まえた購入枚数とするなど適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 5 条
-----	----------------

24 東部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- | | |
|--------|--|
| ア 主な業務 | 植物の検疫
市町、農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供 |
| イ 所在地 | 福山市三吉町一丁目 1 - 1 |
| ウ 職員数 | 2 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし、東部農業技術指導所所長及び次長が兼職 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

25 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- イ 所在地 三次市十日市東四丁目 6－1
- ウ 職員数 20 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

26 北部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- | | |
|--------|--|
| ア 主な業務 | 植物の検疫
市町、農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供 |
| イ 所在地 | 三次市十日市東四丁目 6 - 1 |
| ウ 職員数 | 2 人（令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし、北部農業技術指導所所長及び次長が兼職 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

27 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
31人	3課	畜産振興課、防疫課、病性鑑定課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

28 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡

- ウ 職員数 3人（令和5年4月1日現在の常勤職員数）
ただし、西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

29 東部建設事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関する事
道路・河川などの維持管理に関する事
公共用地の取得に関する事 など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

ウ 組織体制（人数は、令和5年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	137人	1班9課 1所16係	事業調整特別班、管理課、用地課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、港湾課、建築課、福山幹線道路建設事業課、鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	87人	6課1班	事業調整特別班、建設総務課、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

30 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6－1	三次市、庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4－1	

ウ 組織体制（人数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	55 人	5 課 1 班	事業調整特別班、 管理課、用地課、維持課、工務課、建築課
北部建設事務所庄原支所	44 人	2 課 1 班	事業調整特別班、 管理用地課、土木課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして随意契約を行っているが、4 者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所庄原支所）

契約名	・庄原ダム ダム管理用制御処理設備保守点検業務（令和 2 年度～令和 4 年度） ・庄原ダム ダム非常用発電機設備保守点検業務（令和 2 年度～令和 4 年度）
根 拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき文書管理システムを使用する必要がある。（北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所）

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

31 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号
- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 8 人（専任職員なし、兼務職員 8 人）
- エ 主な事業実績（令和 4 年度）
 - 出土遺物の保存処理 213 点、出土遺物等の貸出
 - 市町職員の発掘調査技術研修 2 課程
 - 出土遺物、写真資料、図書資料の整理・保存
 - 埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

32 県立福山少年自然の家

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 少年の自然観察、野外活動、集団活動及び少年指導者の研修に関する業務
- イ 所在地 福山市金江町藁江 619-2
- ウ 職員数（令和5年4月1日現在）
 常勤職員数 5人
 会計年度任用職員数 3人
- エ 利用状況（令和4年度）

利用団体数	延利用者数	内宿泊利用
587 団体	11,607 人	5,272 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、前回監査時（平成30年9月執行）に同様の指摘を行ったにもかかわらず、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷蔵庫 1台 その他の冷房器具 2台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)

33 県立高陽高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 広島市安佐北区真亀3丁目22-1
- ウ 教職員数（令和5年5月1日現在）
 全日制 本務者数 47人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		238	237	235	710
充足率（％）		99.2	98.8	97.9	98.6
退学者（人）		0（0）			
休学者（人）		3（0）			
進 学 就 職	大学・短大	196 人（84.8%）			
	専修・各種	25 人（10.8%）			
	就 職	2 人（0.9%）			
	その他	8 人（3.5%）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和5年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和4年度（令和5年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

34 海田警察署

(1) 機関の概要

ア 主な業務	犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
イ 所在地	安芸郡海田町つくも町1番45号
ウ 所管区域	広島市安芸区、海田町、熊野町、坂町
エ 管内面積	157.32 km ²
オ 管内人口	139,775 人（令和5年4月1日現在）
カ 組織体制	7 課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
キ 職員数（令和5年4月1日現在）	常勤職員数 156 人 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 19 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

35 廿日市警察署

(1) 機関の概要

ア 主な業務	犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務		
イ 所在地	廿日市市本町1番10号		
ウ 所管区域	廿日市市		
エ 管内面積	489.49 km ²		
オ 管内人口	116,087 人（令和5年4月1日現在）		
カ 組織体制	7 課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）		
キ 職員数（令和5年4月1日現在）	常勤職員数 127 人 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 14 人		

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

36 江田島警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 江田島市江田島町中央四丁目 13 番 1 号
- ウ 所管区域 江田島市全域
- エ 管内面積 100.70 km²
- オ 管内人口 20,955 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- カ 組織体制 5 課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課）
- キ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 42 人
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 7 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

37 東広島警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 東広島市西条昭和町4番11号
- ウ 所管区域 東広島市
- エ 管内面積 635.16km²
- オ 管内人口 189,728人（令和5年4月1日現在）
- カ 組織体制 8課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- キ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員数 199人
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 21人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

38 庄原警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 庄原市中本町一丁目3番8号
- ウ 所管区域 庄原市
- エ 管内面積 1,246.60 km²
- オ 管内人口 32,343 人（令和5年4月1日現在）
- カ 組織体制 6 課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課）
- キ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤職員数 60 人
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 9 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和6年3月4日決定分）

資 料 提 供
令和6年3月28日
監査委員事務局
担 当：岡本
内線：5114
直通電話：513-5125

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立身体障害者更生相談所	令和6年1月18日	令和5年10月19日	実地	2
2	県立安芸津病院	令和5年11月29日	令和5年11月1日	実地	3

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 身体障害者に関する専門的な相談及び指導
補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学的判定
障害者支援施設への入所調整等
- イ 所在地 東広島市西条町田口 295 番 3 号
- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員数 7 人
ろうあ者専門相談員 1 人
障害者支援事務従事員 2 人
- エ 主な事業実績（令和 4 年度）

(ア) 相談実施件数

更生医療	補装具	手帳	職業	施設	生活	その他	計
2,567	2,290	2	0	131	0	0	4,990

(イ) 判定実施件数

医学的判定		計
更生医療	補装具	
1,205	752	1,957

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立安芸津病院

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- イ 所在地 東広島市安芸津町三津 4388 番地
- ウ 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員 119 人
会計年度任用職員 34 人
- エ 診療科 11 科（内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科）
- オ 病床数 98 床（一般病床 69 床、地域包括ケア病床 29 床。令和 5 年 4 月 1 日現在）
- カ 患者数等の状況（令和 4 年度）

入 院			外 来	
延患者数	1 日平均患者数	病床利用率	延患者数	1 日平均患者数
17,470 人	47.9 人	61.6%	50,837 人	209.2 人

※新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

固定資産の実地調査について

固定資産の実地調査については、財務規程に基づき毎年 1 回実施しているが、その具体的な方法等を定めたものがなかった。固定資産の使用状況を適切に把握するとともに、固定資産台帳及び貸借対照表等財務諸表の正確性を確保するためには、実地調査を計画的・継続的に実施する必要があることから、具体的な実施方法など実地調査の取扱いについて定めることを検討していただきたい。

財政的援助団体等監査の結果（令和6年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和4年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島高速道路公社	令和5年12月1日	令和5年11月16日	実地	3
2	広島県土地開発公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地	6
3	広島県道路公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地	8
4	広島県住宅供給公社	令和5年12月25日	令和5年11月21、 22日	実地	10
5	公益財団法人広島県スポーツ振興財団	令和5年12月22日	令和5年12月1日	実地	12
6	公益財団法人ひろしま文化振興財団	令和5年12月22日	令和5年11月14日	実地	14
7	公益財団法人広島県下水道公社	令和6年1月16日	令和5年12月19日	実地	16
8	公益財団法人ひろしま産業振興機構	令和6年1月17日	令和5年11月28、 29日	実地	18
9	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団	令和6年1月24日	令和5年12月21日	実地	22

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会	令和6年3月4日	令和5年12月20日	書面	24
11	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和6年1月18日	令和5年12月12、13、14日	実地	26
12	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	令和5年12月4日	令和5年11月16日	実地	31
13	株式会社ひろしま港湾管理センター	令和5年12月26日	令和5年12月5、6日	実地	33
14	一般財団法人野呂山観光開発公社	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面	36
15	公益社団法人福山観光コンベンション協会	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面	37
16	一般社団法人広島県栽培漁業協会	令和6年3月4日	令和5年12月5日	書面	38
17	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会	令和6年3月4日	令和5年10月30日	書面	39
18	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体	令和6年3月4日	令和5年11月16日	書面	40
19	RCCホールマネジメントグループ	令和6年3月4日	令和5年12月5日	書面	41
20	広島県民文化センターふくやま共同企業体	令和6年3月4日	令和5年12月7日	書面	42
21	ビルックス株式会社	令和6年3月4日	令和5年12月12日	書面	43
22	堀田・誠和共同企業体	令和6年3月4日	令和5年12月13日	書面	44

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人ひろしま産業振興機構の監査について山下委員を、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の監査について奥委員を、監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 代表者 理事長 熊谷 鋭
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員（令和5年9月末日現在）
役員8人（うち常勤4人）、職員77人（うち常勤77人、県派遣職員21人）
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
業務収入 A	12,541,100
業務費用 B	5,296,523
一般管理費 C	389,515
業務利益 D (A - B - C)	6,855,062
業務外収益 E	62,405
業務外費用 F	936,699
経常利益 G (D + E - F)	5,980,768
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	5,980,768
税金等調整前当期純利益 K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	412,115,256
負債合計 M	323,976,183
（うち、特別法上引当金等）	90,786,604
資本合計 N	88,139,073
（うち、基本金）	88,004,600
（うち、剰余金）	134,473

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本金88,004,600,000円のうち、44,002,300,000円（50%）を出資（令和5年3月末現在）

(所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・貸付金残高 17,025,503,590 円 (令和5年3月末現在)
- ・貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・債務保証残高 98,362,464,397 円 (令和5年3月末現在)
- ・保証の対象 国、地方公共団体金融機構、市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

財務諸表における会計処理について

令和4年度決算報告書の貸借対照表において、剰余金を「利益剰余金」として純資産に計上している。「地方道路公社法」では、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、「準備金」として整理することとされており、また、財務及び会計に関する基準である「広島高速道路公社会計規程」では、「償還準備金」として負債勘定に計上するとされていることから、適正な勘定科目への振替を検討していただきたい。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る取組状況】

公社は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を実施するとともに、令和2年12月に策定した「公社改革の方向性」に沿って、具体的な取組を実行している。

当監査委員は、令和2年1月以降、4回の監査を実施し、その結果を取りまとめて公社に対して意見を述べたところである。今回の監査において確認された公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止の取組や「公社改革の方向性」に掲げる取組が着実に実施されている。

理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となってこれらの取組を自律的に進め、県民・市民に信頼される公社となるよう、引き続き広島県や広島市と連携しながら取り組んでいただきたい。

ア 再発防止策の実施状況について

公社では、これまで進めてきた再発防止策を「公社改革の方向性」に含めて取組を継続している。

外部有識者で組織する入札監視委員会において、令和5年2月及び8月に半期ごとの契約を審議し、いずれも適正に行われているとの評価を受けている。

また、職員の能力や意識の向上を図るため、コンプライアンス研修や各種専門研修に職員

を積極的に参加させている。

加えて、「公社改革の方向性」の実施状況や今後の進め方を随時公表しており、公社として県民・市民への説明責任を果たしながら、経営陣が先頭に立って公社改革の実現に向けて取り組んでいる。

イ 公社の意識改革について

公社経営の品質を向上させ、県民・市民に信頼される公社ブランドの構築を目指す「公社改革の方向性」と、公社の目指す将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」により公社の意識改革に向けた取組の具体的な方向性を示し、昨年度から継続的にプロパー職員の管理・監督職への登用や若手職員の計画的採用など、主体性のある組織づくりや職員の人材育成を図っている。

ウ 公社のガバナンスの確立と内部統制の推進について

公社では、従来の再発防止策に加え、ガバナンスの確立を図るため、公社を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる強靱な組織力の構築に向け継続的に取り組んでいる。

令和3年4月以降、公社運営に係る重要事項の意思決定機関である経営会議や、経営会議に諮る審議事項を検討する部会が定期的で開催され、意思決定プロセスの明確化や迅速化等が図られている。

また、内部統制を推進するため、監査室において会計監査及び業務監査を実施し、指摘等に対する措置状況の報告を求め、その結果を経営会議に報告するなど監理体制の強化を図っている。

2 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和 5 年 9 月 30 日現在）
 役員 12 人（うち常勤 3 人）
 職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業、土地造成事業、附帯等事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 4 年度
売上高 A	2,070,908
売上原価 B	2,048,391
販売費・一般管理費 C	61,409
営業利益（損失） D（A－B－C）	▲38,892
営業外収益 E	90,321
営業外費用 F	0
経常利益（損失） G（D＋E－F）	51,429
特別利益 H	0
特別損失 I	5,855,078
当期純利益（損失） J（G＋H－I）	▲5,803,650
資産合計 K（L＋M）	26,716,407
負債合計 L	11,615,447
資本合計 M	15,100,960
（うち基本金（資本金））	30,000
（うち剰余金（累積欠損金）等）	15,070,960

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

（ア）基本財産 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）債務保証（所管課 土木建築局都市計画課）

- ・ 債務保証残高 58,536,295 円

- ・ 保証の対象 県土地開発公社が行う国交省補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に係る金融機関からの長期借入金

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員（令和 5 年 9 月 30 日現在）
 役員 7 人（うち常勤 3 人）
 職員 17 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 4 年度
業務収入 A	519,317
業務費用 B	506,280
一般管理費 C	106,502
業務利益（損失） D（A－B－C）	▲93,465
業務外収入 E	139,774
業務外費用 F	0
経常利益（損失） G（D＋E－F）	46,309
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	46,309
当期純利益（損失） K（G＋H－I－J）	0
資産合計 L（M＋N）	13,430,673
負債合計 M	9,580,673
（うち、特別法上の引当金等）	9,421,070
資本合計 N	3,850,000
（うち、基本金（資本金））	3,850,000
（うち、剰余金（累積欠損金）等）	0

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和５年３月３１日現在）

（ア）基本財産 3,850,000,000 円的全額を出資（所管課 土木建築局道路河川管理課）

（イ）債務保証 該当なし

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 藤原 直樹
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和 5 年 9 月 30 日現在）
役員 9 人（うち常勤 3 人）
職員 26 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 4 年度
事業収益 A	1,684,782
事業原価 B	1,285,935
一般管理費 C	111,757
事業利益（損失） D（A－B－C）	287,090
その他経常収益 E	35,717
その他経常費用 F	76,179
経常利益（損失） G（D＋E－F）	246,628
特別利益 H	0
特別損失 I	3,203
当期純利益（損失） J（G＋H－I）	243,425
資産合計 K（L＋M）	20,816,579
負債合計 L	9,141,662
資本合計 M	11,674,918
（うち、基本金（資本金））	10,000
（うち、剰余金（累積欠損金）等）	11,664,918

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

基本財産 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資（所管課 土木建築局住宅課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 公益財団法人広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町4番1号（広島県立総合体育館内）
- ・ 代表者 理事長 池田 晃治
- ・ 設立 昭和63年8月10日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
評議員5名、理事11名、監事2名
職員2名（非常勤）
- ・ 主な事業 指導者養成事業、大規模競技大会開催事業、スポーツキャンペーン等開催事業、地域スポーツ振興事業への助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	令和4年度
経常収益 A	14,171
経常費用 B	15,804
当期経常増減額 C (A - B)	▲1,633
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲1,633
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲1,633
資産合計 J (K + N)	1,061,440
負債合計 K	1,217
指定正味財産 L	1,037,504
（うち、基本財産充当額）	1,037,504
一般正味財産 M	22,719
正味財産合計 N	1,060,223

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 1,037,504,000 円のうち 800,004,000 円（77.1%）を出捐（令和5年10月31日現在）（所管課 地域政策局スポーツ推進課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 事務局職員の給与について

令和4年10月1日以降、事務局職員の給与が最低賃金を下回っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	最低賃金法第4条
-----	----------

イ 支出額の誤りについて

郵送料に係る支出額を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 契約に係る事務処理について

次の契約において、予定価格を定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

件 名	・ パソコンリース（令和3年度から令和8年度） ・ プリンター購入（令和3年度）
根 拠	公益財団法人広島県スポーツ振興財団財務規程第33条

6 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号 広島県民文化センター内
- ・代表者 理事長 小田 宏史
- ・設立 昭和54年3月23日（平成21年4月1日公益財産法人へ移行）
- ・役職員（令和5年9月30日現在）
役員15人（うち常勤1人）、職員10人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 文化活動への助成・顕彰事業、地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集・提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	55,308
経常費用 B	55,733
当期経常増減額 C (A－B)	▲425
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲425
当期指定正味財産増減額 H	▲961
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲1,386
資産合計 J (K＋L)	548,222
負債合計 K	14,283
指定正味財産	529,293
（うち、基本財産充当額）	(529,293)
一般正味財産	4,647
（うち、基本財産充当額）	0
正味財産合計 L	533,940

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 529,292,548 円のうち 440,000,000 円（83.1%）を出捐（令和5年3月31日現在）（所管課 環境県民局文化芸術課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・ 設 立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
役員15人（うち常勤2人）、職員36人（うち県派遣職員10人）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	4,203,530
経常費用 B	4,211,793
当期経常増減額 C (A－B)	▲8,263
経常外収益 D	19,415
経常外費用 E	19,415
当期経常外増減額 F (D－E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲8,263
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲8,263
資産合計 J (K＋N)	1,141,367
負債合計 K	1,037,262
指定正味財産 L	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産 M	25,105
正味財産合計 N (L＋M)	104,105

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50％）を出捐（令和5年4月1日現在）
（所管課 上下水道部流域下水道課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等なかった。

8 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により、県内産業の技術の高次化を促進するとともに、新事業の創出、中小企業等の経営・技術革新、経営基盤の強化、国際化対応等を総合的に支援することにより、企業の活性化を図り、もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 池田 晃治
- ・設立 昭和58年11月24日（平成22年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・役職員（令和5年9月末現在）
 役員23人（うち常勤7人）
 職員91人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援、技術研究開発の支援及び技術交流の促進、大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進、高度産業人材等の育成、取引先開拓の支援、経営・技術等に係る産業情報の収集・提供、資金等の支援、国際ビジネスの支援、公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
経常収益 A	1,304,099
経常費用 B	1,337,132
当期経常増減額 C (A－B)	▲33,033
経常外収益 D	27,798
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	27,798
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲5,235
当期指定正味財産増減額 H	▲19,542
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲24,777
資産合計 J (K＋L)	10,120,566
負債合計 K	8,009,871
指定正味財産	1,146,081
うち、基本財産充当額	126,200
一般正味財産	964,614
正味財産合計 L	2,110,694

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産126,200,000円のうち66,000,000円を出捐

(令和5年9月30日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 385,832,069 円を交付 (令和4年度)

a 令和4年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 63,897,303 円
- ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化(新事業展開、経営革新等)の支援
- ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業、情報創造提供事業、チーム型支援事業及び中小企業技術・経営力評価制度活用促進事業を実施するための経費

b 令和4年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 56,750,000 円
- ・交付の目的 中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
- ・補助対象経費 中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費(給料、諸手当、共済費等及び退職手当引当金等)

c 令和4年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 27,357,000 円
- ・交付の目的 産学官共同の研究開発の支援及び技術交流の促進により、県内産業の技術の高度化に資する
- ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費、資料作成費及び事務室使用料等の経費

d 令和4年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 18,517,412 円
- ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第2創業の支援
- ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び助成事業企業に対する助成のための経費

e 令和4年度ものづくり価値創出支援補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 12,175,000 円
- ・交付の目的 製造業者等を対象とした応用開発・実用化開発支援
- ・補助対象経費 事業管理機関が行う代表事業者単独又は開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費

f 令和4年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付

- (所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 7,337,959 円
 - ・交付の目的 中小企業の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費
- g 令和4年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 32,820,183 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費）、中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金、旅費、資料等作成、通信費、会議費等）などに要する経費
- h 令和4年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 15,917,299 円
 - ・交付の目的 業務改善活動や中長期的な成長活動を指導できる人材の育成等することにより、企業の生産性向上や新事業展開等を推進する
 - ・補助対象経費 IoT等を活用した現場改善を推進できる人材の育成塾運営等に要する経費（人件費、講師謝金、旅費、委託費等）
- i 令和4年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 37,304,949 円
 - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費、企業・市場調査に必要な旅費、専門家派遣、委託費等の経費
- j 令和4年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 94,867,958 円
 - ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画、将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
 - ・補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費）、研究資金、研究員の人件費、調査活動に係る旅費
- k 令和4年度国際経済交流支援負担金を交付
(所管課 商工労働局県内投資促進課)
- ・負担額 18,887,006 円
 - ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援

- ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費、事務所の運営に要する経費への負担金

(ウ) 損失補償（損失補償残高合計 49,547,138 円（令和5年3月31日現在））

a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 7,340,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 42,206,329 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 5,339,398,000 円（令和5年3月31日現在））

a 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 740,843,000 円
- ・貸付の目的 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立広島産業会館については今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千代田町三丁目7番47号
- ・指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 410,000,000 円
（うち令和4年度管理費用 82,000,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5室）、多目的ホール（318m²）、事務室（1室）、駐車場（85台）等
- ・利用状況（令和4年度）

研修室利用件数	1,123 件
入居団体数	9 団体
駐車場利用台数	35,669 台

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 原子爆弾被爆者を援護し、その福祉の向上を図ることを目的とし、広島県及び広島市設置の福祉施設の受託運営を行う。
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛三丁目 50 番 1 号
- ・ 代表者 理事長 國重 俊彦
- ・ 設立 昭和 44 年 3 月 31 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
役員 8 人 (非常勤含む。) 職員 199 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島原爆養護ホーム「舟入むつみ園」、「神田山やすらぎ園」、「倉掛のぞみ園」の受託運営事業、原爆被爆者の相談事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度
経常収益 A	2,374,887
経常費用 B	2,450,812
当期経常増減額 C (A - B)	▲75,926
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減等 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲75,926
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲75,926
資産合計 J (K + N)	1,620,812
負債合計 K	1,075,181
指定正味財産 L	1,382,900
(うち、基本財産充当額)	(1,382,900)
一般正味財産 M	▲837,269
正味財産合計 N (L + M)	545,631

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 (定期預金) 1,100,000 円のうち 500,000 円 (45.5%)、(土地) 1,381,800,000 円のうち 393,200,000 円 (28.5%) を出捐 (令和 5 年 12 月) (所管課 健康福祉局被爆者支援課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し、これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・ 所在地 東広島市河内町入野 11631 番 13 号
- ・ 代表者 理事長 牧本 祐一
- ・ 設 立 昭和 47 年 12 月 10 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 12 月 20 日現在)
役員 8 人 (うち常勤 2 人)、職員 3 人
- ・ 主な事業 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業
果樹先導的取組支援事業
令和 3 年度果樹気象災害対応緊急支援事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 4 年度
経常収益 A	7,241
経常費用 B	9,908
当期経常増減額 C (A - B)	▲2,667
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲2,667
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲2,667
資産合計 J (K + L)	117,668
負債合計 K	100,000
指定正味財産	0
(うち、基本財産充当額)	0
一般正味財産	17,668
正味財産合計 L	17,668

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等 100,000,000 円のうち 25,000,000 円 (25.0%) を出資
(令和 5 年 12 月 20 日現在)
(所管課 農林水産局農業経営発展課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、かつ、その有する能力に応じて、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することにより、広く広島県民の福祉の福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 番 3
- ・ 代表者 理事長 安永 裕司
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 (令和 5 年 10 月 31 日現在)
役員 8 人 (うち常勤 2 人)
職員 667 人 (非常勤等を含む)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	令和 4 年度
事業活動収入 A	6,352,891
事業活動支出 B	6,349,942
事業活動資金収支差額 C (A - B)	2,949
その他の収益 D	63,028
その他の費用 E	99,572
事業活動外資金収支差額 F (D - E)	▲36,544
当期資金収支差額 G (C + F)	▲33,595
資産合計 H (I + J)	2,881,201
負債合計 I	1,228,444
純資産 J	1,652,758
(うち、基本金)	10,000
(うち、当期活動収支差額)	▲19,815

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 10,000,000 円の全額を出資 (令和 5 年 12 月 14 日現在)

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金・交付金

- a 令和 4 年度女性医師等就労環境整備事業補助金を交付

- (所管課 健康福祉局医療介護基盤課)
- ・ 交付額 1,615,000 円
 - ・ 交付の目的 子育て中の女性医師新規採用支援
 - ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費
- b 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）を交付
(所管課 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当)
- ・ 交付額 16,756,000 円
 - ・ 交付の目的 新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を整備
 - ・ 補助対象経費 病床確保料
- c 令和4年度広島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 17,571,683 円
 - ・ 交付の目的 障害福祉職員給与を3%程度引き上げるための補助
 - ・ 補助対象経費 福祉・介護職員の人件費
- d 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症に係る障害者福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金を交付
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 5,382,000 円
 - ・ 交付の目的 感染者等が発生した場合において、感染拡大防止対策の徹底や障害福祉サービスを継続して提供
 - ・ 補助対象経費 建物の消毒・清掃費用等
- e 令和4年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）（新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業）を交付
(所管課 健康福祉局ワクチン政策担当)
- ・ 交付額 200,000 円
 - ・ 交付の目的 新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進
(対象期間中1日50回以上の接種実施で1日当たり10万円補助)
- f 令和4年度県立医療型障害児入所施設整備事業に係る改修工事に伴う医療センター2病棟減収額の補償負担
(所管課 健康福祉局障害者支援課)
- ・ 交付額 291,525,000 円
 - ・ 交付の目的 改修工事に伴う2病棟の休床に係る減収額の補填
 - ・ 補助対象経費 2病棟減収額

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設の概要

施設名	定員等 (令和4年度)	管理費用 (令和4年度)
広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		(管理費用) 162,449,000 円
医療センター（診療部門）	入院 160 床	
高次脳機能センター	入院 40 床(再掲)	
若草園（医療型障害児入所施設・療養介護） （医療型児童発達支援センター）	入所 60 人 通所 10 人	
若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53 人	
あけぼの（障害者支援施設）	入所 60 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	—	
広島県立福山若草園（福山市水呑町）		(管理費用なし)
福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）	通所 20 人	
福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町）		(管理費用なし)
松陽寮（障害者支援施設）	入所 148 人 日中 163 人	
わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50 人	

b 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（令和 4 年度）※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【若草園】

入所（定員 60 人）				通所（定員 10 人）	
一般入所		親子入所			
人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
39.3 人	14,350 人	0.7 人	268 人	6.2 人	1,480 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

【若草療育園】

入所（定員 53 人）
52.0 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

通所（定員 20 人）		外来	
人数	延人数	1 日平均	延人数
19.4 人	632 人	医科 69.3 人	17,537 人
		歯科 8.1 人	2,054 人

(通所人数は月平均契約児・措置児数)

【福山若草療育園】

入所（定員 54 人）
53.7 人

（人数は月平均契約児・措置児数）

（c）広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

入所（定員 148 人）	日中（定員 163 人）
140 人	24 人

（人数は月平均契約者数）

【わかば療育園】

入所（定員 50 人）	外来	
	1 日平均	延人数
50 人	医科 52.3 人	12,707 人
	歯科 7.1 人	185 人

（入所人数は月平均契約児・措置児数）

（2）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 会議室の利用に係る事務処理について

障害者療育支援センターにおける会議室の利用に当たり、療育支援センター宿泊施設等利用申請書が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県立障害者療育支援センター使用規則第3条第3項
----	---------------------------

イ 契約事務について

指定管理施設の修繕業務において、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第74条第1項 社会福祉法人広島県福祉事業団事務の一部を施設の長に委任する規程第2条
----	---

【改善を求める事項】

ア 宿泊施設等の利用料金の徴収に係る事務処理について

各施設の宿泊施設、会議室及び研修室の利用料金の徴収に当たっては、「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、要領制定以降、県の条例や規則にあわせた改正が行われておらず、対象施設の名称や納入帳票の様式などが、県の条例や規則と整合しない状況となっていた。適切に事務処理が行えるよう、要領の適時、適切な見直しに努める必要がある。

施設名	障害者リハビリテーションセンター 宿泊施設 福山若草園 宿泊施設 障害者療育支援センター 宿泊施設、会議室及び研修室
-----	--

イ 利用者からの預り金の適正管理について

障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金については、「利用者預り金の管理及び取扱い要綱」（以下「要綱」という。）を定め、適正に管理することとされている。要綱に基づき、利用者の預り金の一部を購入基金としているが、毎月末日における精算及び管理責任者への報告を行っていないなど、事務が適切に行われていなかった。

こうしたことから、けん制機能を有効に機能させるため、要綱に定める事務を着実に実施することにより、適切な管理・運用に努める必要がある。

【検討要請事項】

ア 債権管理事務について

債権管理について、滞納が長期化した場合の手順書として、「広島県福祉事業団債権管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が定められているが、1年以上債権管理に係る取組が行われていないものなど、長期化した滞納に対して、マニュアルに定められた対策が講じられていないものが見受けられた。

このため、各施設での債権管理の状況を把握し、徴収促進に努めるとともに、効率的な事務処理が行えるよう、実務に即したマニュアルの見直しも検討していただきたい。

イ 内部統制の取組について

今回の監査において、指定管理施設の修繕業務について、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものや、発注・契約決裁書が重複して作成されていたものが見受けられた。発注から支出に係る事務が適正に執行されるよう、業務体制を踏まえた事務処理方法やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組について検討していただきたい。

12 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 所在地 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 熊谷 賢一
- ・ 設 立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（令和5年10月31日現在）
役員5人（うち常勤1人）
職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度
売上高 A	240,454
売上原価 B	5,697
販売費及び一般管理費 C	215,145
営業利益 D (A - B - C)	19,612
営業外収益 E	249
営業外費用 F	4,126
経常利益 G (D + E - F)	15,734
特別利益 H	0
特別損失 I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	15,734
法人税等 K	3,450
法人税等調整額 L	1,079
当期純利益 M (J - K - L)	11,205
資産合計 N (O + P)	408,955
負債合計 O	84,273
純資産合計 P (Q + R + S)	324,681
(資本金) Q	(50,000)
(剰余金等) R	(274,682)
(評価・換算差額等) S	(0)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（令和 5 年 10 月 31 日現在）

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（令和 5 年 10 月 31 日現在）（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営、港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理、舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 甲田 良憲
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (令和 5 年 10 月末日現在)
役員 14 人 (うち常勤 5 人)
職員 27 人 (うち県派遣職員 2 人)
- ・ 主な事業 港湾施設、漁港施設、マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度
売上高 A	2,134,513
売上原価 B	1,875,144
販売費及び一般管理費 C	225,600
営業利益 D (A - B - C)	33,767
営業外収益 E	8,732
営業外費用 F	18,256
経常利益 G (D + E - F)	24,243
特別利益 H	57
特別損失 I	255
税引前当期純利益 J (G + H - I)	24,045
法人税、住民税及び事業税 K	11,301
法人税等調整額	▲2,518
当期純利益	15,261
資産合計 L (M + N)	2,860,930
負債合計 M	1,446,625
純資産合計 N	1,414,304
(資本金)	(1,000,000)
(利益剰余金)	(414,304)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資

(所管課 土木建築局港湾振興課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,270,000,000円
(うち、令和4年度管理費用 623,029,000円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況(請求件数) (令和5年10月末現在)

区 分	件数(件)
入港	3,803
係留	4,125
可動橋	0
荷役機械	32
荷捌地	170
上屋	352
野積場	998
水面貯木場	0
給水	319
港湾施設用地	67
PBS(プレジャーボートスポット)	—
港湾環境整備施設	0
港湾管理施設	28
駐車場	153,713
旅客施設	0
目的外	1,099
その他	0
合 計	164,706

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成28年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用なし(令和4年度の県への納付額 19,000,000円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和5年10月末現在)

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	255	57	22.4
陸上保管	112	97	86.6
ディングー(陸上)	210	244	116.2
合 計	577	398	69.0
ビジター	—	72	—

(注) ディングーは、ジュニア用を除く。

c 施設名 広島地域マリーナ施設

- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用なし（令和 4 年度の県への納付額 21,000,000 円）
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況（令和 5 年 10 月末現在）

○五日市漁港フィッシャリーナ

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	536	145	20.9
陸上保管	167	127	75.4
合 計	703	247	35.1
ビジター	—	35	—

○廿日市ボートパーク

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	575	470	81.7

○五日市プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	69	48	69.6

○坂プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	24	22	91.7

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 一般財団法人野呂山観光開発公社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 野呂山公園施設等指定管理者業務
- ・所在地 呉市川尻町板休 5502 番 37
- ・代表者 理事長 渡邊 正弘
- ・設 立 昭和 43 年 4 月 30 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 野呂山公園施設
- ・所在地 呉市川尻町板休
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 24,404,000 円
(うち、令和 4 年度管理費用 4,886,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 (令和 4 年度) (単位：人)

区 分		利用者数
オートキャンプ場	宿泊利用	3,213
	一時使用	1,382
シャワー		625
合 計		5,220

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 公益社団法人福山観光コンベンション協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県営鞆町鍛冶駐車場指定管理業務
- ・所在地 福山市西町二丁目 10 番 1 号
- ・代表者 会長 林 克士
- ・設 立 昭和 46 年 11 月 8 日（平成 24 年 4 月 1 日 公益社団法人へ移行）

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県営鞆町鍛冶駐車場
- ・所在地 福山市鞆町鞆字鍛冶町 150 番 43 外
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 42,616,074 円
(うち、令和 4 年度管理費用 8,905,698 円)
- ・所管課 土木建築局道路河川管理課

ウ 利用状況（令和 4 年度）

広島県営鞆町鍛冶駐車場 (規模：230 台)	
入庫台数（一般車）	1 日平均
19,932 台	54.6 台

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 一般社団法人広島県栽培漁業協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 水産動物等の種苗生産、育成及び配布
栽培漁業及び水産資源の維持増大に関する技術の開発並びに知識の普及啓発
広島県栽培漁業センターの管理運営の受託
- ・ 所在地 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・ 代表者 理事長 宮林 豊
- ・ 設 立 昭和 55 年 11 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県栽培漁業センター
- ・ 所在地 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・ 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 325,093,000 円
(うち、令和 4 年度管理費用 64,699,000 円)
- ・ 所管課 農林水産局水産課
- ・ 利用状況

魚種名	サイズ	配布実績 (令和 4 年度)
三倍体マガキ	コレクター 3mm	1,422.03 (千枚)
	一粒 10mm	274.8 (千個)
	一粒 1.5 mm	1,580 (千個)
ガザミ	全甲幅 10mm	1,195.5 (千尾)
	全甲幅 5 mm	1,350 (千尾)
マダイ	平均全長 12mm	1,380 (千尾)
アユ	平均体重 0.5g	1,360 (千尾)
ヨシエビ	平均全長 12mm	810 (千尾)
	平均全長 25mm	18.8 (千尾)
メバル	平均全長 25mm	356.7 (千尾)
	平均全長 35mm	100 (千尾)
オニオコゼ	平均全長 30mm	281.6 (千尾)
キジハタ	平均全長 50mm	90.3 (千尾)
カサゴ	平均全長 25mm	227.9 (千尾)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立視覚障害者情報センター、障害者支援施設などの運営
- ・住所 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・会長 橘高 則行
- ・設立 昭和47年5月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立視覚障害者情報センター
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 176,675,000円
(うち、令和4年度管理費用34,666,000円)
- ・所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・利用状況

区 分	蔵書数（令和4年度末現在）	貸出数（令和4年度）
点字図書	11,440 タイトル	242 タイトル
テープ図書	12,016 タイトル	350 タイトル
デージー図書	10,183 タイトル	18,006 タイトル
一般CD図書	68 タイトル	216 タイトル
雑誌（点字・デージー・CD等）	199 タイトル	13,348 タイトル

注 デージー図書とは、視覚障害等により活字による読書が困難な方のために作成されたデジタル録音図書の国際標準規格。音声デージー、マルチメディアデージー、テキストデージーなどの種類があり、専用の機器や再生ソフトで再生する。

・ボランティア登録状況（令和5年3月31日現在）

点訳ボランティア	103名
音訳ボランティア	129名
拡大字化・テキスト化ボランティア	9名
テキストデージー制作ボランティア	9名
館内作業	1名

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立びんご運動公園の管理業務
- ・所在地 広島市西区商工センター二丁目3番1号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦
- ・設立 平成27年9月25日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立びんご運動公園
- ・所在地 尾道市栗原町997
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 834,000,000円
(うち、令和4年度管理費用166,720,000円)
- ・所管課 土木建築局都市環境整備課
- ・利用状況(令和4年度)

利用者数				
健康スポーツセンター	プール	陸上競技場	テニスコート	球技場
99,311人	51,209人	32,702人	74,198人	26,681人
オートキャンプ場	野球場	無料施設		合計
4,008人	43,489人	176,829人		508,427人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 R C Cホールマネジメントグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区橋本町5番11号
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役社長 出田 秀
- ・設立 平成23年4月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県立文化芸術ホール
- ・所在地 広島市中区白島北町19番1号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用なし（令和4年度の県への納付額10,425,616円）
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入場者数	47,566人	115,956人	259,962人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

利用許可に関する事務処理について

施設及び附属設備の利用許可において、利用料金の後納や利用許可書の不交付など、広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例や広島県立文化芸術ホール管理規則の規定と異なる取扱いが見受けられた。

施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、所管課と協議する必要がある。

20 広島県民文化センターふくやま共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 指定管理者事業
- ・所在地 福山市東桜町7番1号
- ・代表者 菅波楽器株式会社 代表取締役 菅波 康郎
- ・設立 令和3年3月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県民文化センターふくやま
- ・所在地 福山市東桜町1番21号
- ・指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 285,000,000円
(うち、令和4年度管理費用 57,000,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課
- ・利用状況(令和4年度)

区分	利用率
ホール	62.0%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

県有備品の管理について

広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書により、管理費用及び利用料金収入で購入した物品が広島県物品管理規則に定める備品に該当するときは、速やかに県に報告するものとされているが、報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県民文化センターふくやまの管理に関する基本協定書第18条1項
----	----------------------------------

21 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 総合建物管理事業、警備保安事業、建築営繕工事事業、宅地建物取引事業、指定管理者管理事業など
- ・所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・代表者 代表取締役社長 藤井 聖
- ・設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

- ・施設名 県営住宅 呉地区
- ・管理対象地域 呉市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 430,966,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 84,568,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B/(A-C) \times 100$
令和4年度末	964戸	715戸	151戸	87.9%
令和5年10月末日現在	964戸	712戸	162戸	88.8%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目14番11号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 泰行
- ・設立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況

(ア) 三原地区

- ・施設名 県営住宅 三原地区
- ・管理対象地域 三原市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 359,475,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 68,119,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和4年度末	769戸	463戸	156戸	75.5%
令和5年10月末日現在	769戸	460戸	159戸	75.4%

(イ) 尾道地区

- ・施設名 県営住宅 尾道地区
- ・管理対象地域 尾道市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 332,825,000円（うち緊急修繕費52,475,000円）
〔うち、令和4年度管理費用 65,305,000円
（うち緊急修繕費10,495,000円）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
令和4年度末	696戸	475戸	136戸	84.8%
令和5年10月末日現在	654戸	456戸	105戸	83.1%

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。